



法務・コンプライアンス リスクサーベイ2024

持続可能な経営に向けた改革



March 2024

Contents

ご挨拶	3
調査概要	4
Executive summary	5

テーマ

01

法務・コンプライアンス組織と課題 — 10

1. 法務組織のパーパス・ミッション
2. 法務・コンプライアンス担当役員の設置
3. 組織の規模・役割
4. 組織と業務の課題
| コラム | 法務・コンプライアンス部門の
KPI (Key Performance Indicators) 設定

テーマ

02

リーガルオペレーション・ リーガルテック・AI活用 — 16

1. 組織の機能・業務の変革
2. 組織のナレッジマネジメント
3. 契約管理
4. 法務相談
5. 外部リソース管理
| コラム | 法務・コンプライアンス部門の効率化の視点
6. リーガルテックの導入状況
7. リーガルテック導入による期待効果・課題
| コラム | リーガルオペレーションの最適化
(マターマネジメントシステム)
8. 生成AIの活用状況
| コラム | 生成AIの利活用に向けたリスクマネジメント

テーマ

03

コンプライアンスリスク — 30

1. 重視するコンプライアンスリスク
2. ESG / SDGs と法務機能
| コラム | AIガバナンス
| コラム | サステナビリティ×行動規範
3. 人権リスク管理
| コラム | 人権デュー・ディリジェンス
4. 内部通報・苦情処理メカニズム (グリーンバンスメカニズム)
| コラム | 苦情処理メカニズム (グリーンバンスメカニズム)
5. 環境に関する取組み
6. 輸出管理
7. 技術法務・知的財産管理
| コラム | サステナビリティに資する知的財産活動
8. 新規事業のリスク評価プロセス
9. リスク情報共有の仕組み
10. コンプライアンス意識の浸透策
11. サプライチェーン上のコンプライアンスリスク管理
12. モニタリング
| コラム | コンプライアンス体制整備の視点



ご挨拶

リーガルオペレーション改革が後押しする、持続可能な経営

生成AIの台頭により一層の注目を浴びたAIへの規制強化、地政学リスクの高まりを背景にした経済安全保障法制の整備、人権リスクへの対応強化などに代表されるように、グローバルでの規制強化の流れが続いており、企業を取り巻くリスク環境は複雑化の一途をたどっています。

こうした企業リスクへの対応を果たすためには、企業経営に能動的かつ機動的に関与することができる法務・コンプライアンス機能の強化が求められます。

「法務・コンプライアンスリスクサーベイ 2024」(以下、本調査)は、日本企業における法務・コンプライアンス機能に係る現状の取組み課題を明らかにし、組織機能と業務の変革を促進することを目指して、KPMG コンサルティング株式会社とトムソン・ロイター株式会社が共同で実施しました。海外ネットワークを強みとする両社の知見を踏まえ、グローバル事業において求められる取組み水準を考慮した設問構成となっています。またAIの利活用に伴うコンプライアンス上の課題など最新テーマを取り入れつつ、2022年に実施された「法務・コンプライアンスリスクサーベイ 2022」(以下、前回調査)から継続した調査事項も含めることで、デジタルトランスフォーメーション(DX)を中心とした組織・業務改革、ならびにサステナビリティに関する法務・コンプライアンス機能の進捗・変化を分析しています。さらに、法務・コンプライアンスの取組みに関する日本企業の課題についての考察をコラムとして記載しています。

本調査では、法務・コンプライアンス組織の人員不足を感じる組織が77.3%(前回より0.4ポイント増)と、前回調査時に引き続き、人材不足の課題が浮き彫りになりました。一方で、リーガルテック導入状況に改善がみられ(9.6ポイント増)、法務・コンプライアンス領域でのDXが進みつつある様子が読み取れます。法務・コンプライアンス業務への生成AI導入企業も少数ながら見受けられ、今後の加速が注目されることです。サステナビリティの観点では、人権デュー・ディリジェンスの実施状況の改善(自社グループでの実施6.8ポイント増など)やESG/SDGsに関する法務・コンプライアンス業務の増加(ESGリスク観点からの経営戦略立案・実行への関与7.0ポイント増など)がみられました。サステナビリティ経営への関与を通じ、経営に資する法務・コンプライアンス組織への一層の変革が期待されます。

本調査が少しでも皆さまのお役に立つことができたら幸いです。

最後になりましたが、本調査の実施にあたり、ご回答にご協力いただいた多くの企業の皆さまに心から御礼申し上げます。

2024年3月

KPMGコンサルティング株式会社
執行役員/パートナー

足立 桂輔

トムソン・ロイター株式会社
代表取締役社長

ヨンソン・バン





調査概要

名称

企業の法務・コンプライアンスの取組みに関する調査

対象

国内上場企業、および売上高400億円以上の未上場企業の
法務・コンプライアンス部門

調査期間

2023年8月1日～2023年10月16日

調査方法

郵送およびウェブによるアンケートの回収

調査依頼数

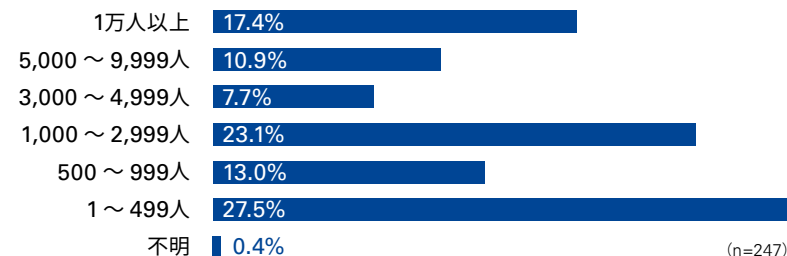
約4,000社

有効回答数

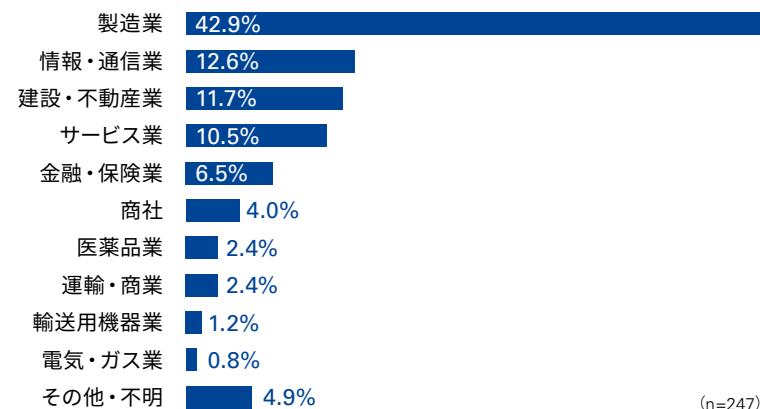
247件

回答企業の属性

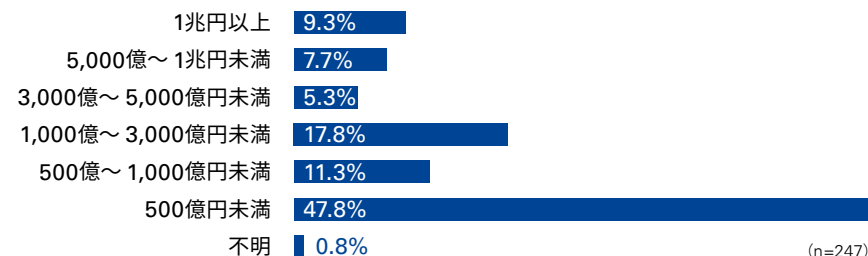
▶ 従業員数 (連結)



▶ 業種



▶ 売上高 (2022年度連結)



サーベイ結果の比率表示

各種グラフの表記数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、パーセンテージ合計は100%とならない場合があります。

Executive summary

テーマ
01
法務・コンプライアンス
組織と課題

テーマ
02
リーガルオペレーション・
リーガルテック・AI活用

テーマ
03
コンプライアンスリスク





テーマ
01

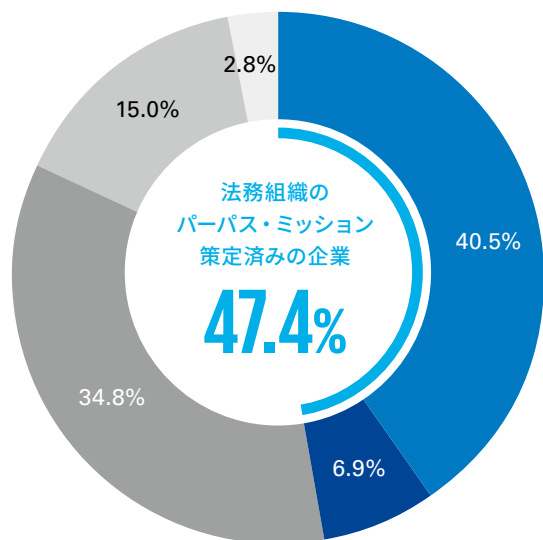
法務・コンプライアンス組織と課題

パーパス・ミッションの策定

法務組織のパーパス・ミッションを策定済みの企業が半数近くに上っています。

また、回答企業の77.3%が法務・コンプライアンス部門の人材が不足していると回答しており、「法務人材の採用・育成」を課題に挙げる企業の割合は54.7%を占めています。

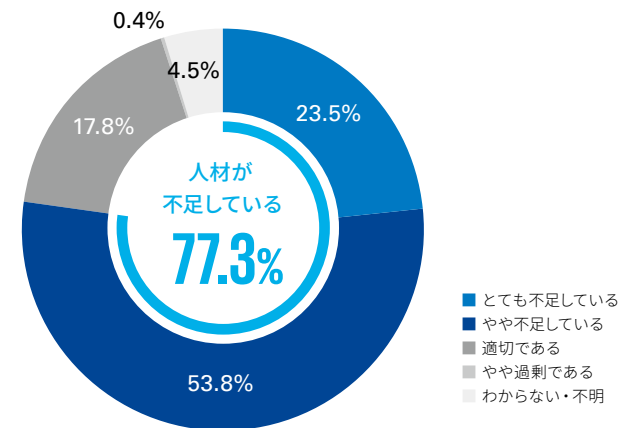
▶ パーパス・ミッションの策定状況



- 法務組織のパーパス・ミッション等を定め、これに基づいて活動方針・計画・目標などを立てている
- 法務組織のパーパス・ミッション等を定めているが、部署の具体的な活動と紐付いていない
- 法務組織におけるパーパス・ミッションの必要性を感じているが、定めていない
- 法務組織におけるパーパス・ミッションの必要性を感じておらず、定めていない
- その他・不明

(n=247)

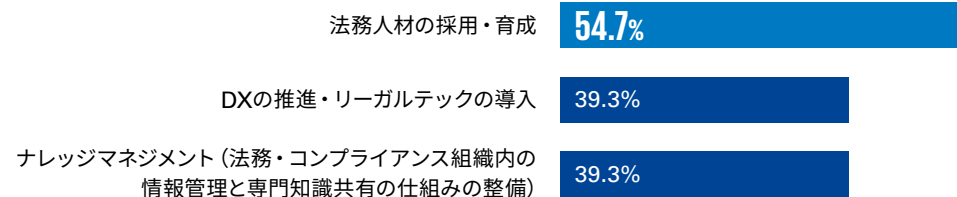
▶ 法務・コンプライアンス部門の人材リソースについての意見



- とても不足している
- やや不足している
- 適切である
- やや過剰である
- わからない・不明

(n=247)

▶ 業務上の課題(上位3つ)



(3つまで選択可/ n=247)



テーマ
02

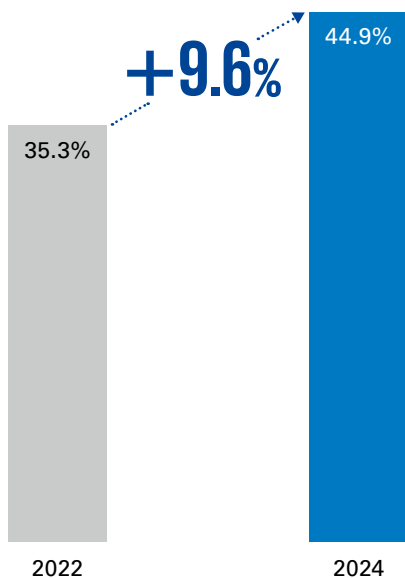
リーガルオペレーション・リーガル
テック・AI活用

リーガルテックの加速・生成AIの台頭

リーガルテックを導入済みの企業が前回の調査から9.6%増加し、約45%と半数に迫っています。
また、生成AIについても約10%の企業が「使用中」「導入予定」と回答しており、生成AIを活用する流れが今後より加速するか注目されます。

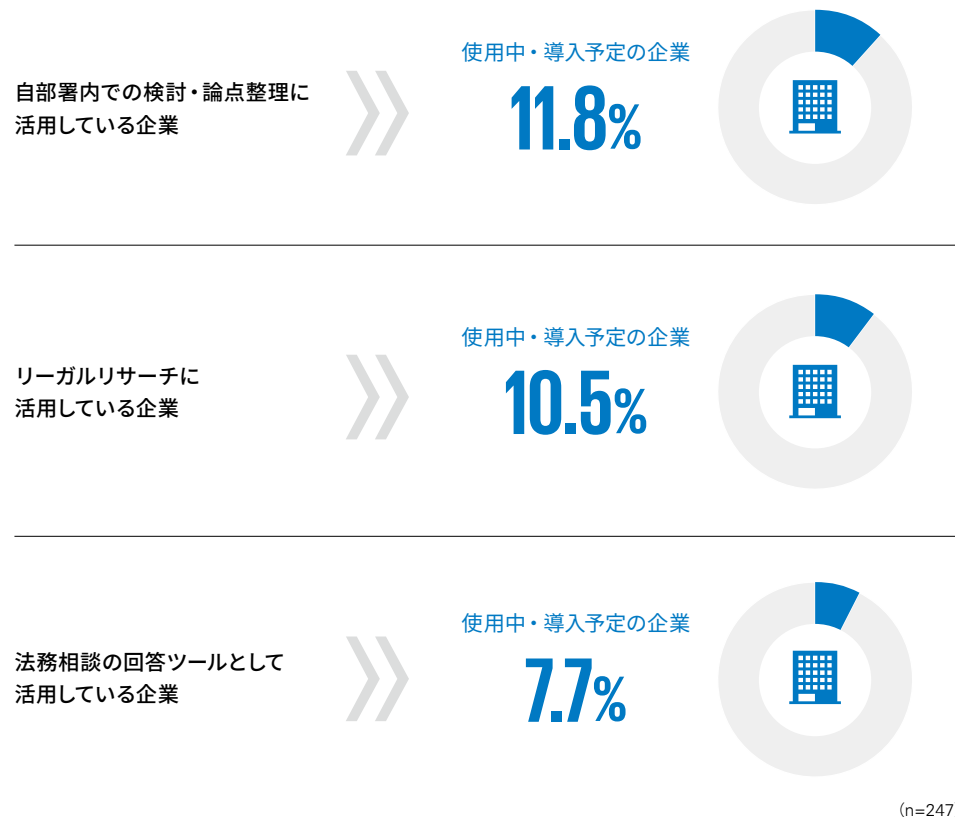
▶ リーガルテックを導入している企業の推移

リーガルテックの導入状況



2024 (n=247)
2022 (n=422)

▶ 生成AIの活用状況





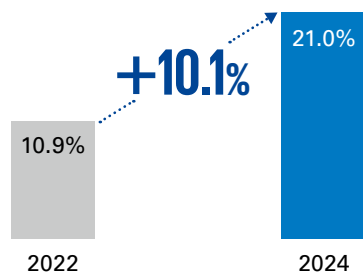
テーマ
03 コンプライアンスリスク

ESG / SDGsに関する法務・コンプライアンス業務の増加

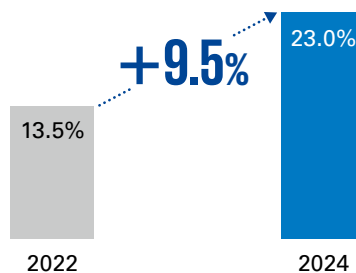
ESG / SDGsに関する外部環境の変化を受け、新たに加わった法務・コンプライアンス部門の担当業務については、前回の調査と比較して、ほとんどの業務で向上がみられました。特に「マテリアリティの検討支援」(+10.1%)、「IR・SRに関する支援」(+9.5%)、「取引先からのESGアンケートへの対応」(+7.3%)、「ESGリスク観点からの経営戦略立案・実行への関与」(+7.0%)の伸びが顕著です。

④ ESG / SDGsに関する外部環境の変化を受け、新たに加わった法務・コンプライアンス部門の担当業務

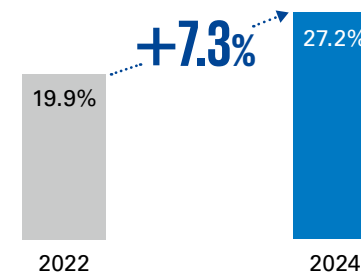
マテリアリティ (重要課題) の検討支援



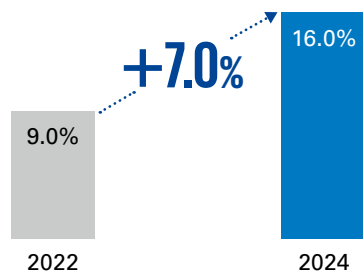
IR・SRに関する支援



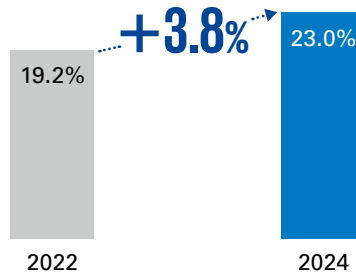
取引先からのESGアンケートへの対応



ESGリスク観点からの経営戦略立案・実行への関与



サステナビリティレポート作成への関与



サステナビリティ・行動規範の策定
(本年度より調査項目に追加)



2024 (複数選択可 / n=243)
2022 (複数選択可 / n=189)

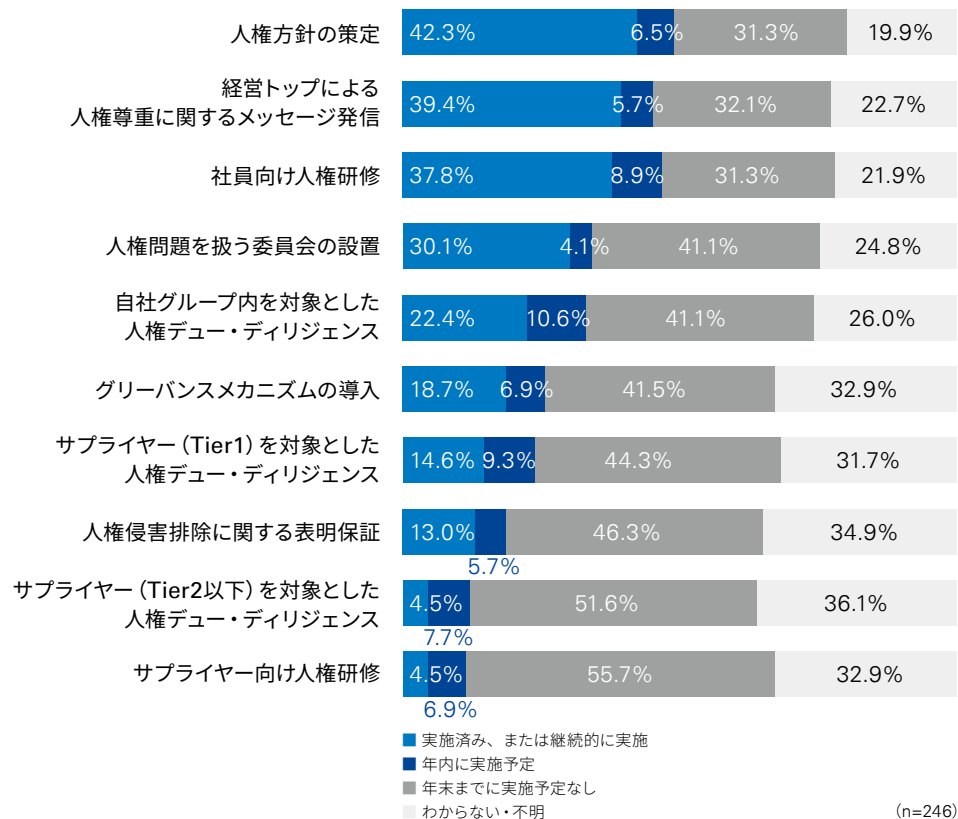


テーマ
03 コンプライアンスリスク

人権リスク管理への関心の高まり

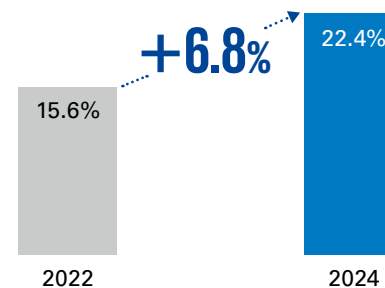
前回の調査と比較して、人権デュー・ディリジェンスを「実施済み、または継続的に実施」と回答した企業の割合が伸びており、徐々に人権デュー・ディリジェンスの取組みが浸透している傾向がみられます。

④ 人権施策の実施状況

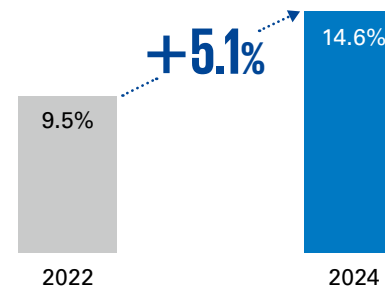


④ 人権デュー・ディリジェンスを実施済み、または継続的に実施している企業の推移

自社グループ内への実施状況



サプライヤー (Tier1) への実施状況



2024 (n=246)
2022 (n=422)



Theme

01

法務・コンプライアンス組織と課題

1. 法務組織のパーパス・ミッション
2. 法務・コンプライアンス担当役員の設置
3. 組織の規模・役割
4. 組織と業務の課題

| コラム | 法務・コンプライアンス部門の
KPI (Key Performance Indicators) 設定



1. 法務組織のパーパス・ミッション

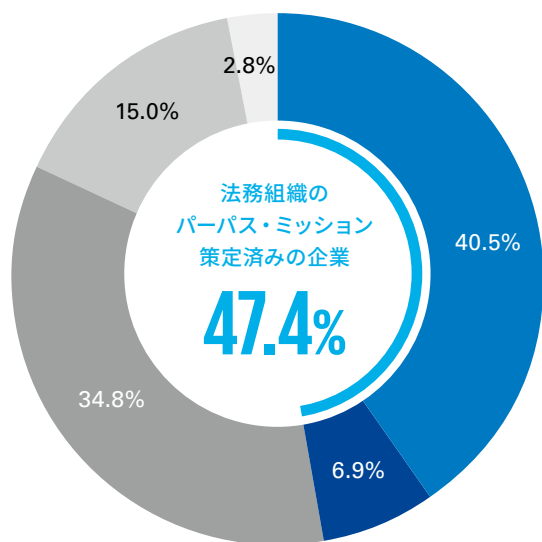
テーマ
01

法務・コンプライアンス
組織と課題

法務組織のパーパス・ミッションについては、回答企業の47.4%が策定済みと回答しました。

パーパス・ミッションの策定については、回答企業の27.2%が「経営戦略・経営方針との関連」、16.3%が「法務部門のあるべき姿」の検討を重視しています。

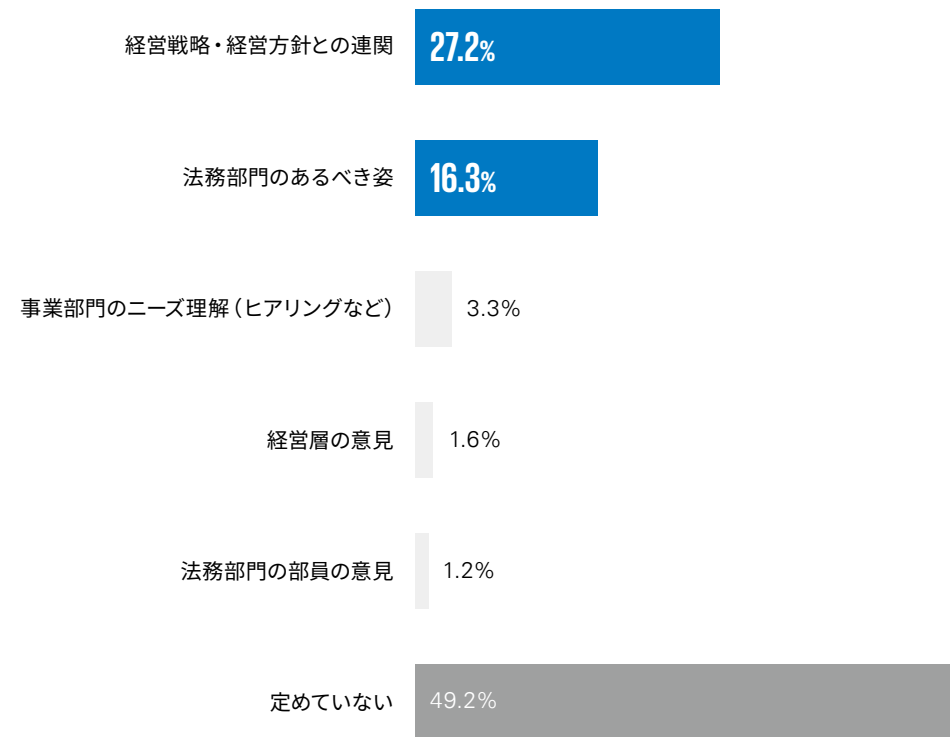
▶ パーパス・ミッションの策定状況



- 法務組織のパーパス・ミッション等を定め、これに基づいて活動方針・計画・目標などを立てている
- 法務組織のパーパス・ミッション等を定めているが、部署の具体的な活動と紐付いていない
- 法務組織におけるパーパス・ミッションの必要性を感じているが、定めていない
- 法務組織におけるパーパス・ミッションの必要性を感じておらず、定めていない
- その他・不明

(n=247)

▶ パーパス・ミッション策定において重視した点



(n=246)

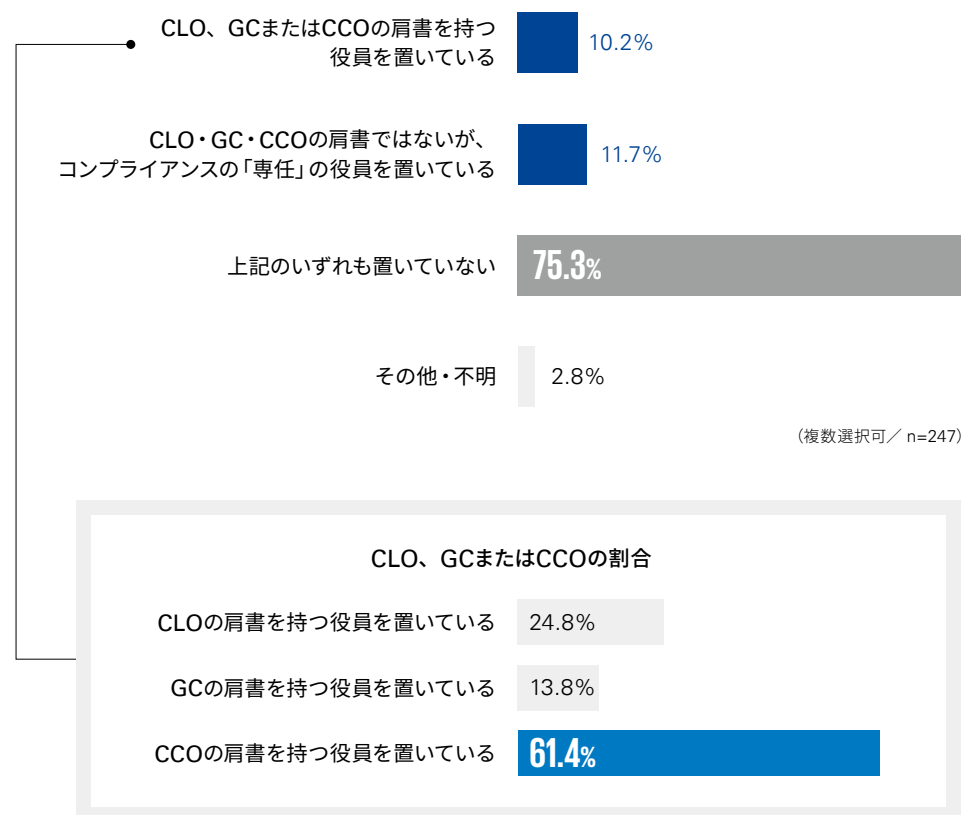


2. 法務・コンプライアンス担当役員の設置

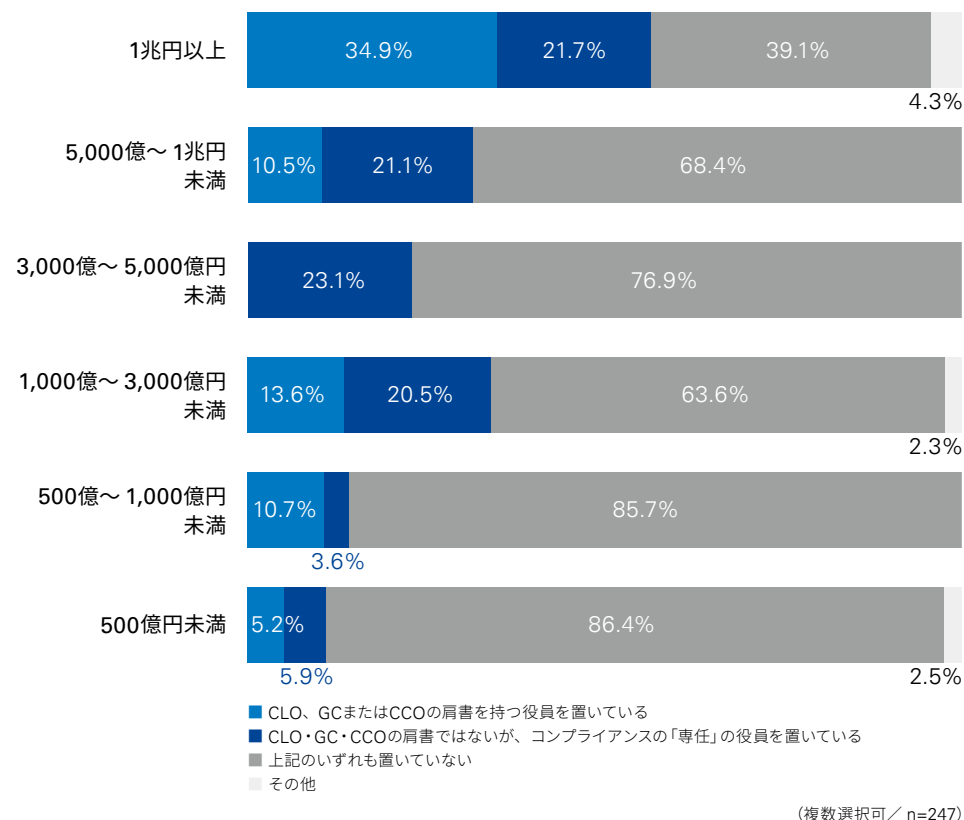
回答企業の75.3%が、CLO (Chief Legal Officer)、GC (General Counsel)、CCO (Chief Compliance Officer)などの法務・コンプライアンスを統括する専任の役員を設置していないと回答しました。CLO、GC、CCOを設置している企業のなかでは、CCOを設置しているとの回答が最も多い結果となりました。

企業規模が大きくなるに従って、法務・コンプライアンス専任の担当役員を設置している企業の割合が多くなる傾向がみられます。

① 法務・コンプライアンス担当役員の設置



② 企業規模 (連結売上高)別の回答比較

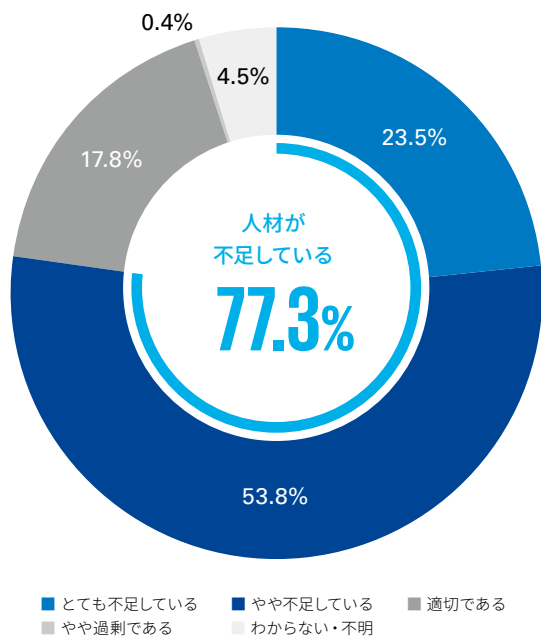




3. 組織の規模・役割

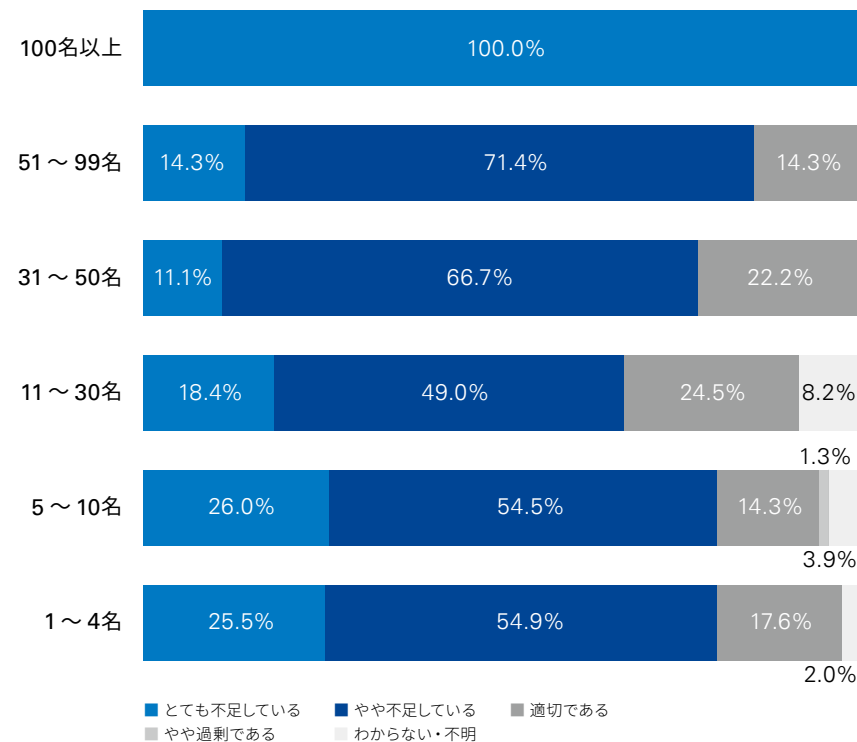
人材リソースについては、回答企業の77.3%が人材が不足していると回答しました。
この傾向は、部門の組織規模にかかわらず共通して顕著にみられます。

④ 法務・コンプライアンス部門の人材リソースについての意見



(n=247)

④ 法務・コンプライアンス部門の人数別の回答比較



(n=247)



4. 組織と業務の課題

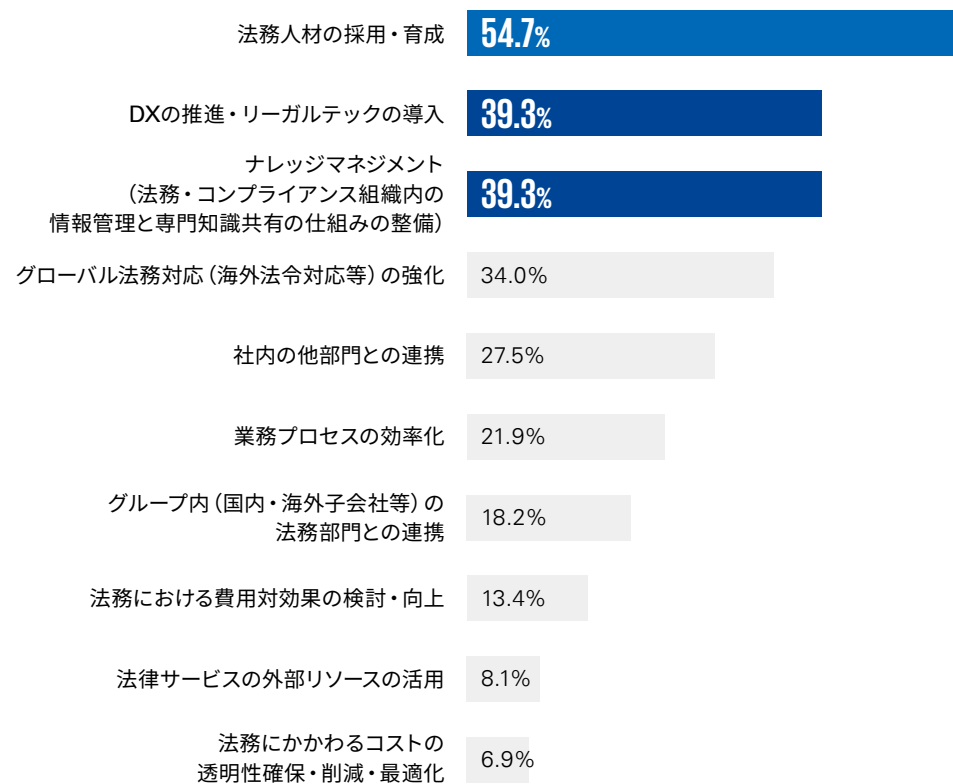
テーマ
01

法務・コンプライアンス
組織と課題

回答企業の半数以上が、法務業務における課題として「法務人材の採用・育成」を挙げ、次いで、39.3%がデジタルトランスフォーメーション (DX) およびナレッジマネジメントを挙げており、前述のとおり人材不足を感じている企業が多い状況下で、採用や育成、DX化、ナレッジシェアを重視する考えが表れています。

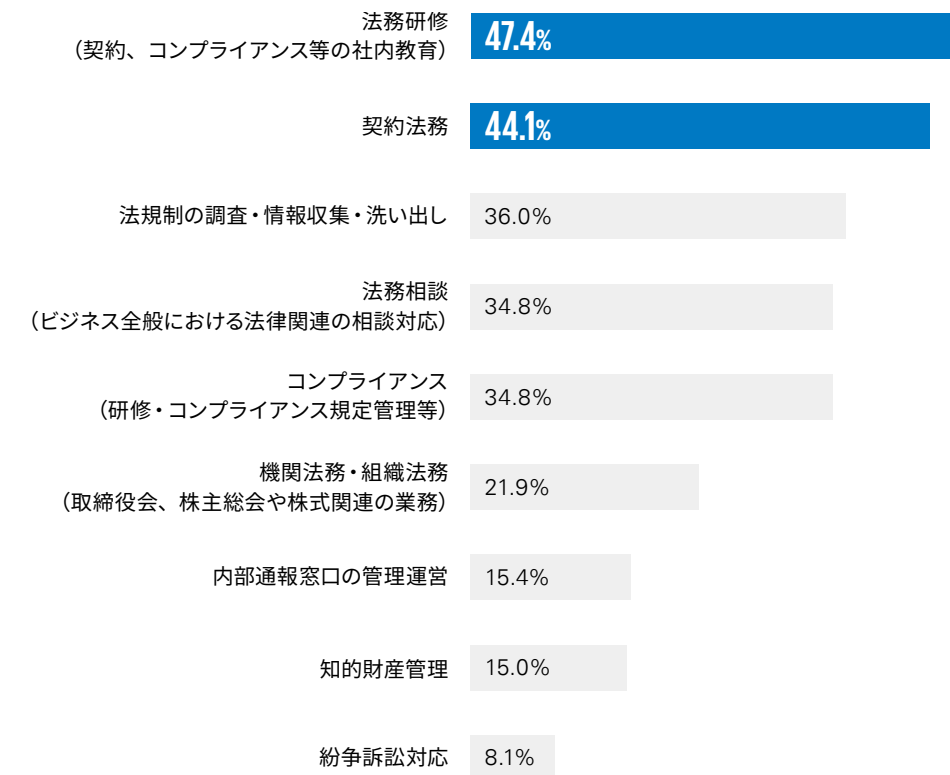
課題がある・改善したい業務については、回答企業の47.4%が「法務研修」、44.1%が「契約法務」を挙げています。

▶ 業務上の課題



(3つまで選択可 / n=247)

▶ 課題・改善したい業務



(3つまで選択可 / n=247)

法務・コンプライアンス部門の KPI (Key Performance Indicators) 設定

法務・コンプライアンス部門のなかには、業績評価指標であるKPIを設定していない事例も散見されます。しかし、組織目標をどのように達成するのか、最終目的への到達プロセスを管理し、課題の対応・改善を行いながら組織の高度化を行うためには、法務・コンプライアンス部門においてもKPIの設定は有効な手段となります。KPI設定の際には結果偏重の組織とならないよう、定量評価だけでなく、定性評価を取り込む必要があります。

KPI設定後には、これを具体的な計画に落とし込み実行するだけでなく、取組みの評価・改善を行うことも重要です。KPI評価はできるだけ客観的な指標に基づき行われることが望ましく、社内のコンプライアンス意識のサーベイなどを実施して、浸透度を測るなど、データ・数値を用いた評価・改善を実施することも重要です。

KPI評価軸	定性評価	法務組織の高度化など、数値化しにくい業務の到達度を評価する方法
	定量評価	契約審査数、特許出願件数など数値によって測ることができる目標到達度を評価する方法
評価指標	行動指標	法務相談における各部への能動的な支援など、行動や態度などの業務プロセスを評価する指標
	結果指標	訴訟対応など、客観的な業務対応の結果に対する評価を行う指標



Theme

02



リーガルオペレーション・ リーガルテック・AI活用

1. 組織の機能・業務の変革
2. 組織のナレッジマネジメント
3. 契約管理
4. 法務相談
5. 外部リソース管理

| コラム | 法務・コンプライアンス部門の効率化の視点

6. リーガルテックの導入状況
7. リーガルテック導入による期待効果・課題

| コラム | リーガルオペレーションの最適化
(マターマネジメントシステム)

8. 生成AIの活用状況

| コラム | 生成AIの利活用に向けたリスクマネジメント



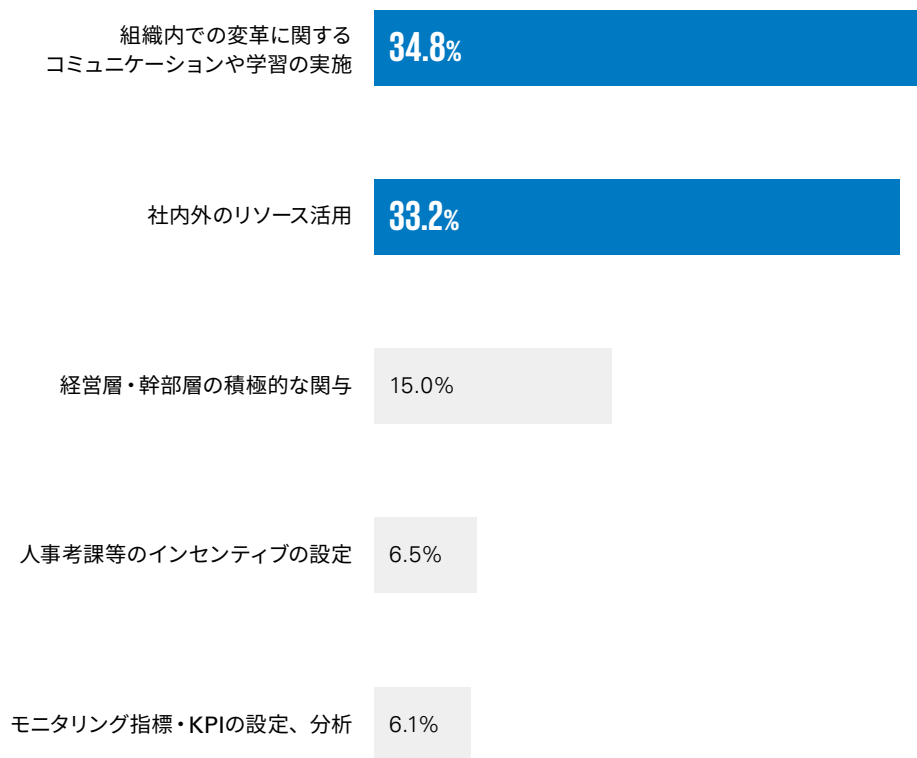
1. 組織の機能・業務の改革

法務機能・業務の変革については、「組織内での変革に関するコミュニケーションや学習の実施」や「社内外のリソース活用」に取り

組むと回答した企業が30%以上ありました。

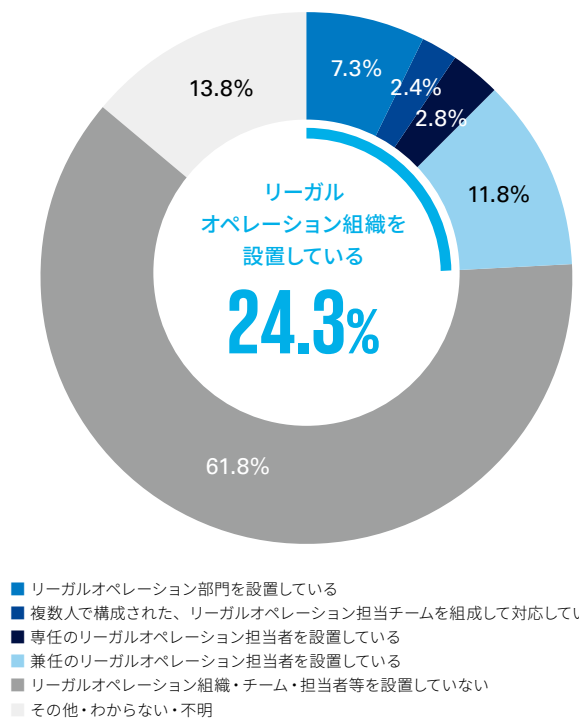
また、回答企業の24.3%はリーガルオペレーション組織を設置しており、リーガルオペレーションの重要性が高まっています。

④ 法務機能・業務の変革について実施している取組み



(複数選択可/n=247)

④ リーガルオペレーション組織の設置状況



(n=246)



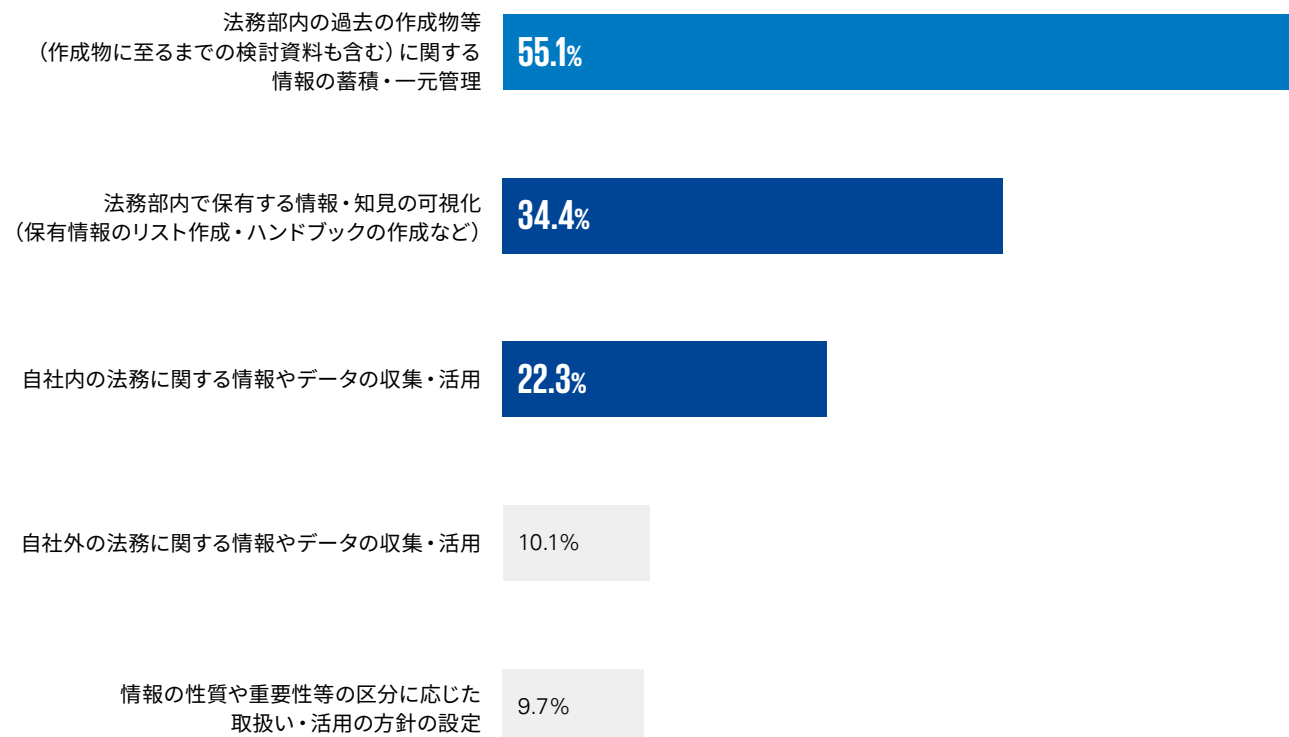
2. 組織のナレッジマネジメント

テーマ
02

リーガルオペレーション・
リーガルテック・AI活用

回答企業の55.1%が「法務部内の過去の作成物等に関する情報の蓄積・一元管理」に取り組んでいますが、「法務部内で保有する情報・知見の可視化」は34.4%、「自社内の法務に関する情報やデータの収集・活用」は22.3%にとどまっています。ナレッジ活用を見据えた法務部内の情報の可視化や収集が進んでいないことが、法務業務の効率性・実効性の阻害要因となっている懸念があります。

▶ 法務機能・業務のナレッジマネジメントについて実施している取り組み



(複数選択可 / n=247)



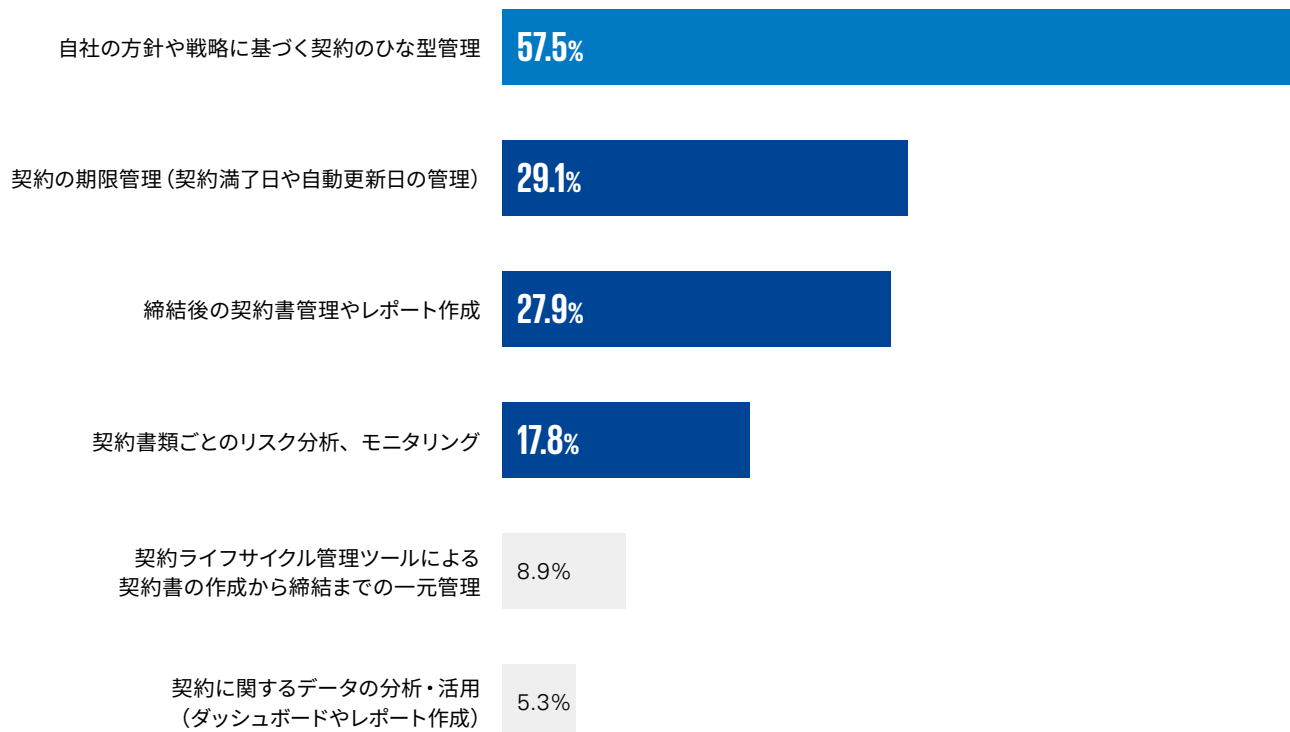
3. 契約管理

テーマ
02

リーガルオペレーション・
リーガルテック・AI活用

回答企業の57.5%が「自社の方針や戦略に基づく契約のひな型管理」を行っている一方で、「契約の期限管理」の実施は29.1%、「締結後の契約書管理やレポート作成」の実施は27.9%、「契約書類ごとのリスク分析、モニタリング」は17.8%にとどまり、契約後には法務部門はあまり関与していない傾向がみられます。

▶ 契約管理について実施している取組み



(複数選択可 / n=247)



4. 法務相談

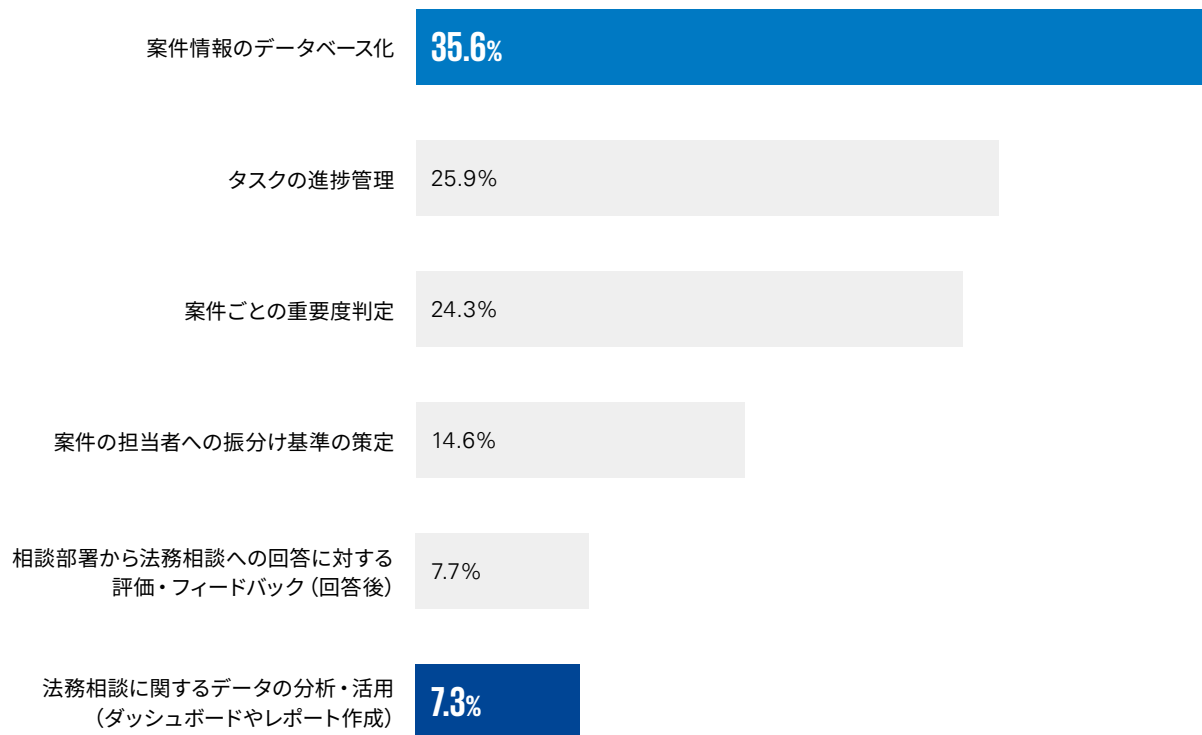
テーマ
02

リーガルオペレーション・
リーガルテック・AI活用

回答企業の35.6%が「案件情報のデータベース化」を実施している一方で、「法務相談に関するデータの分析・活用」に取り組んでいる企業はわずか7.3%にとどまっています。

マターマネジメントシステムなどを活用して過去案件の傾向や進捗状況を把握することで、法務オペレーションの高度化・効率化につなげることが可能となります。

▶ 法務相談について実施している取り組み



(複数選択可 / n=247)



5. 外部リソース管理

テーマ
02

リーガルオペレーション・
リーガルテック・AI活用

外部リソース管理（法律事務所／外部事業者の選定から品質管理および支払いに至るまでの管理）について、回答企業の48.2%が取組みを実施していません。

一方、実施している企業のうち、38.5%が「法律事務所／外部事業者のコスト・経費管理」に取り組んでいますが、外部リソース起用時の選定基準の明確化や起用後の品質評価の取組みは15%未満にとどまっています。

▶ 法務部門の外部リソース活用について実施している取組み

法律事務所／外部事業者のコスト・経費管理

38.5%

法律事務所／外部事業者の選定基準の明確化

12.1%

定期的な法律事務所／外部事業者の品質評価

11.3%

バーチャルワークスペース等、
社外の法律事務所／外部事業者との
業務連携ツールの活用

2.0%

特になし

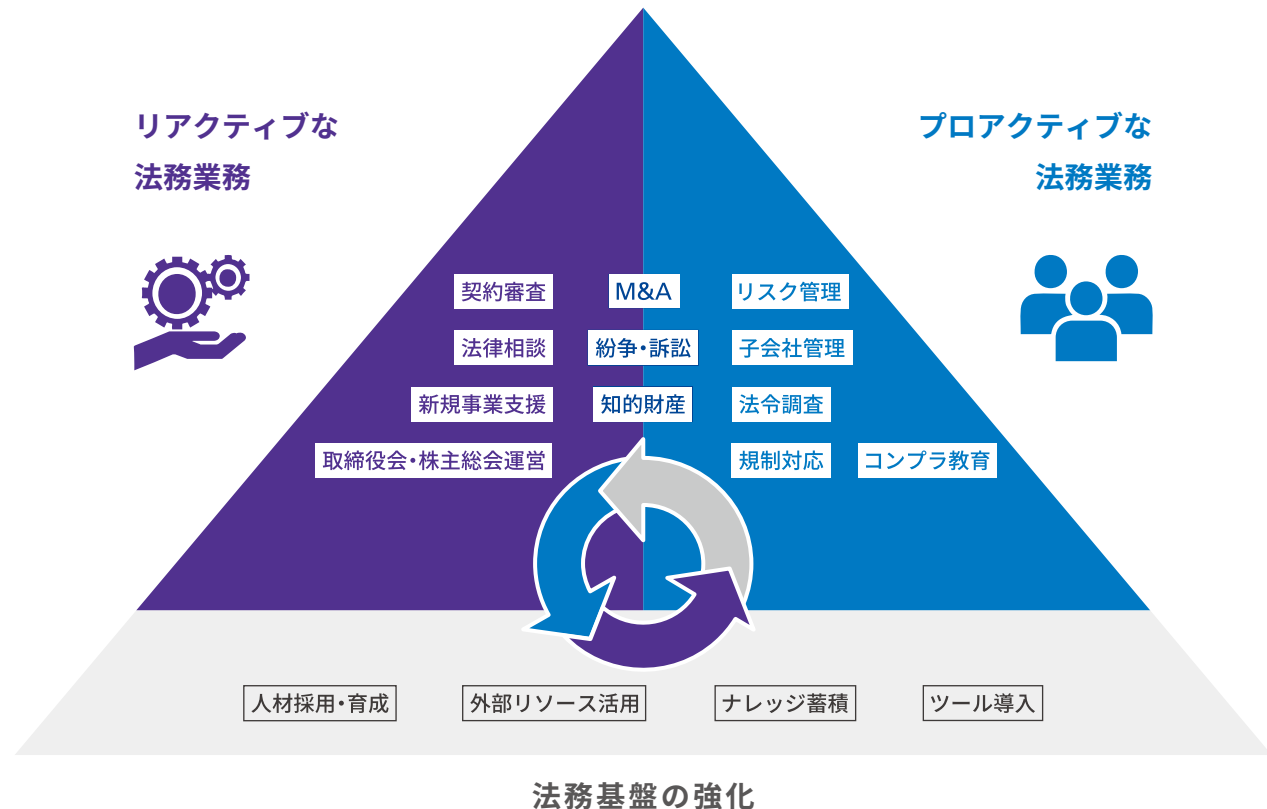
48.2%

(複数選択可／n=247)

法務・コンプライアンス部門の 効率化の視点

サステナビリティ、グローバル規制、DXなど、企業を取り巻く環境は大きく変化しており、これに対応する法務・コンプライアンス部門の業務も多様化の一途をたどっています。限られたリソースで業務の拡大や多様化に対応するには、業務効率化が欠かせません。

特に、各部からの相談をきっかけにした法務相談など、リアクティブ（受け身的）な業務は、徹底的な効率化の対象とすることが考えられます。他方、プロアクティブ（積極的）な業務に注力することで、事業の推進に貢献するとともに、案件リスクの早期コントロールによる法務業務全体の予測可能性を向上させ、法務組織全体の負荷軽減を図ることも重要になります。



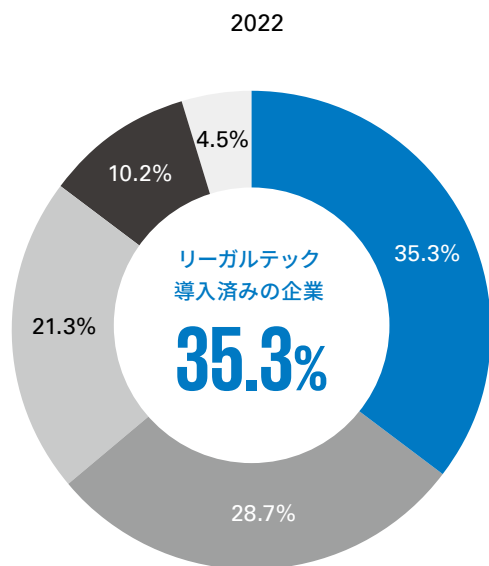


6. リーガルテックの導入状況(1)

リーガルテック導入済みの企業は44.9%と、前回の調査と比較して9.6%増加しています。

なお、導入済み企業のうち3/4以上が関連業務間や部門間でのツール連携がなされておらず、個別的な運用にとどまっています。

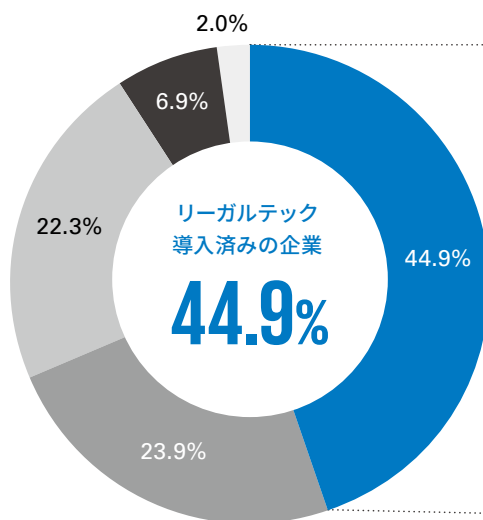
④ リーガルテックの導入状況(2022)



- 導入済み
- 導入を検討中
- 導入の必要性はあるが具体的な検討は未了
- まったく検討せず
- その他・わからない

(n=422)

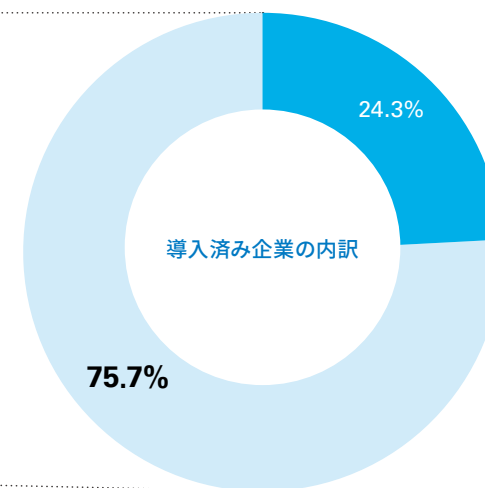
④ リーガルテックの導入状況(2024)



- 導入済み
- 導入を検討中
- 導入の必要性はあるが具体的な検討は未了
- まったく検討せず
- その他・わからない

(n=247)

2024



- 導入し、関連業務間や部門間の適切なツール連携が図られている
- 導入しているが、関連業務間や部門間でのツールが連携できていないため、個別的な運用となっている



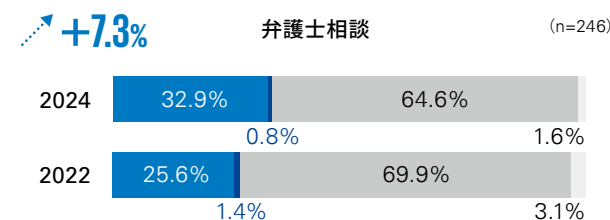
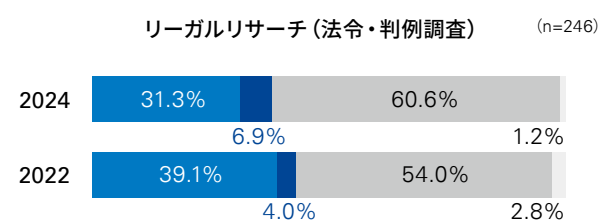
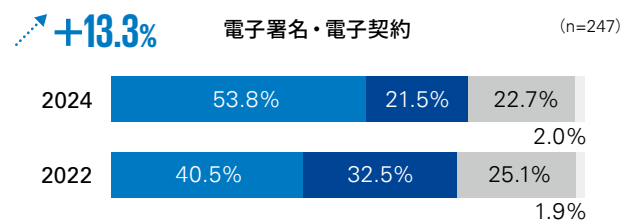
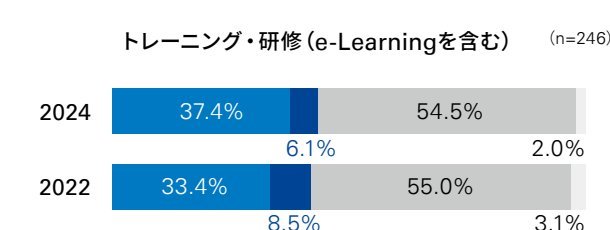
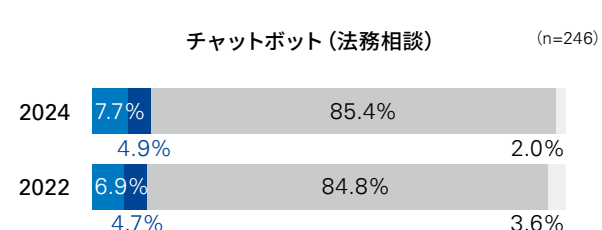
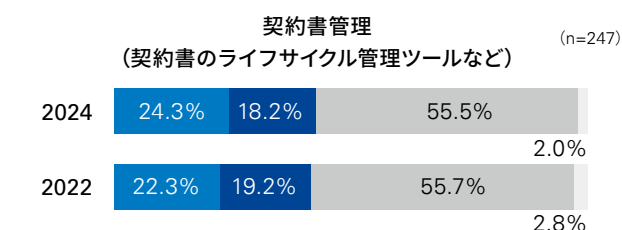
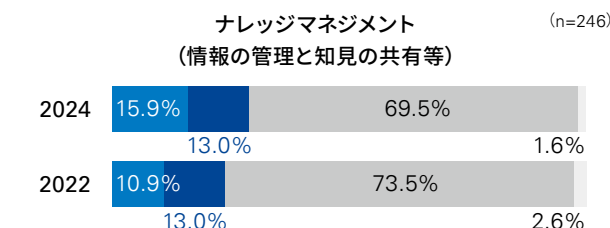
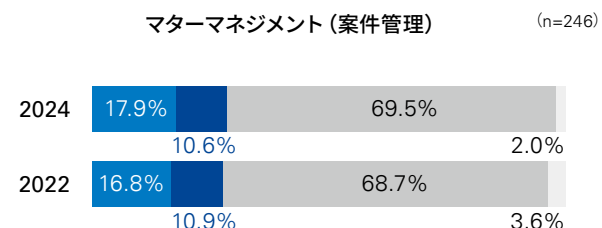
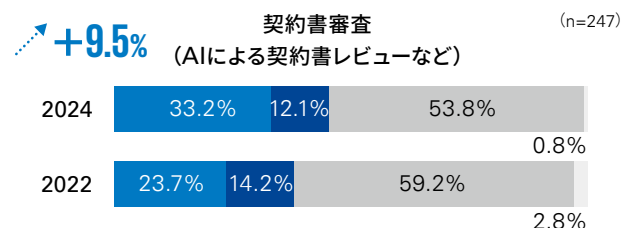
6. リーガルテックの導入状況(2)

テーマ
02 リーガルオペレーション・
リーガルテック・AI活用

ほぼすべての項目でリーガルテックの導入が拡大しています。

中でも、「電子署名・電子契約」(+13.3%)や「契約書審査」(+9.5%)、「弁護士相談」(+7.3%)について導入している企業の増加傾向が顕著です。

各リーガルテック導入状況の推移



■ 使用中 ■ 導入予定 ■ 未計画 ■ 不明



7. リーガルテック導入による期待効果・課題

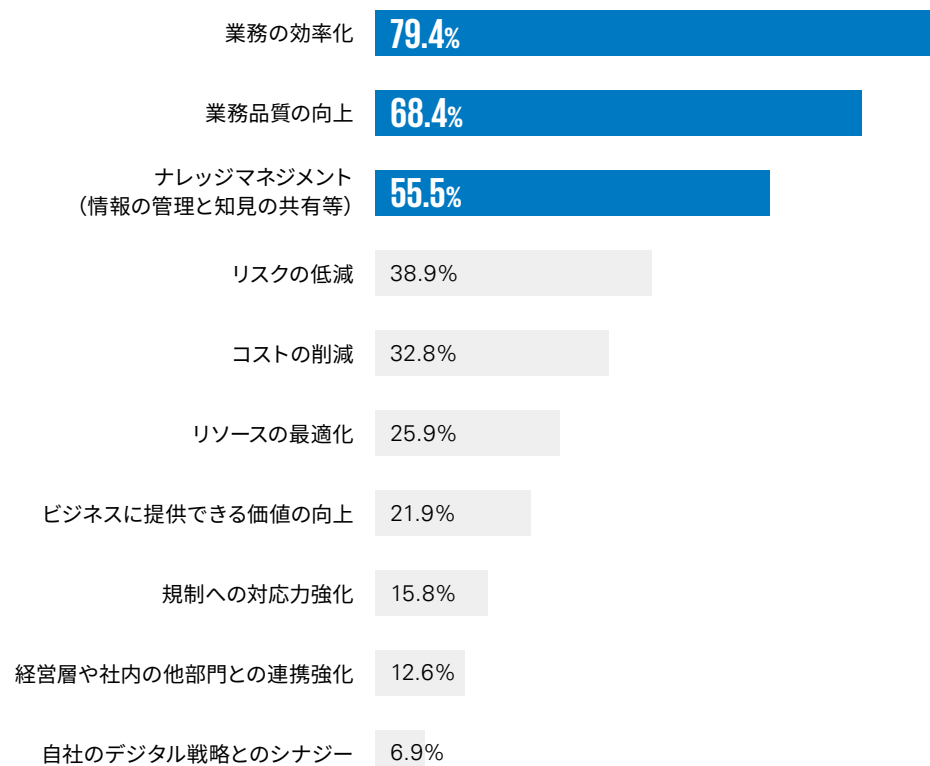
テーマ
02

リーガルオペレーション・
リーガルテック・AI活用

リーガルテックの導入により期待する効果に関して、半数以上が「業務の効率化」と「業務品質の向上」、「ナレッジマネジメント」と回答しています。

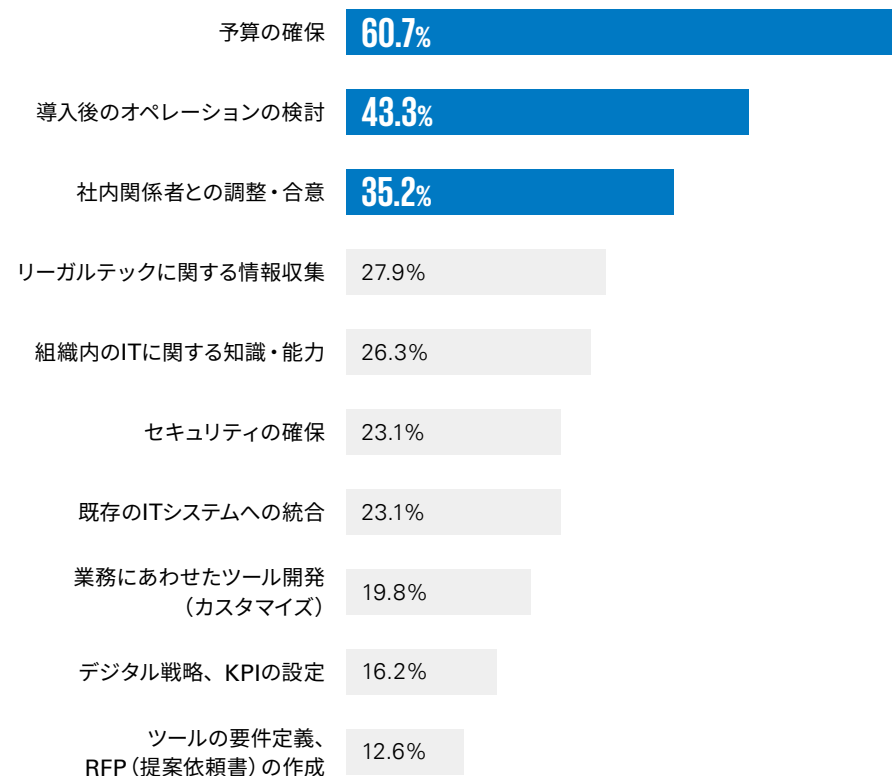
リーガルテックの検討および導入における課題については、「予算の確保」と「導入後のオペレーションの検討」、「社内関係者との調整・合意」が上位を占めています。

④ リーガルテックの導入により期待する効果



(複数選択可／n=247)

④ リーガルテックの検討および導入における課題



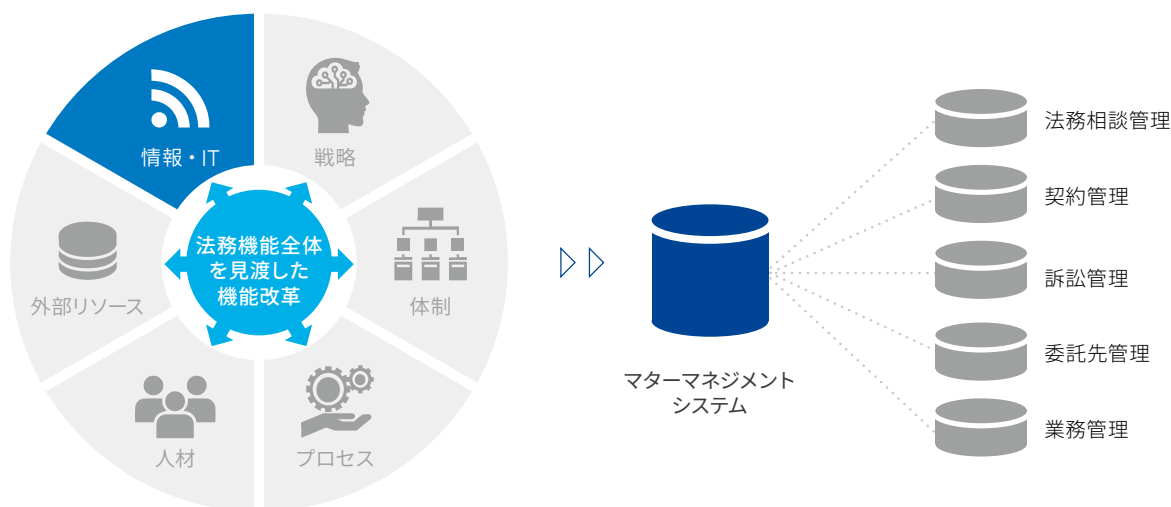
(複数選択可／n=247)

リーガルオペレーションの最適化 (マターマネジメントシステム)

KPMGでは、リーガルオペレーションの最適化の観点から、ターゲット・オペレーティング・モデル(TOM)に沿った、6つの視点(①戦略、②体制、③プロセス、④人材、⑤外部リソース、⑥情報・IT)から、法務機能改革の支援を行っています。ここでは、⑥情報・ITの観点からマターマネジメントシステムを取り上げます。

マターマネジメントシステムとは、法務相談管理、契約管理、訴訟管理、委託先管理、業務管理等の複数のシステム機能を包含した、法務コンプライアンス部門の総合管理ツールです。

マターマネジメントシステムの導入効果としては、案件が可視化されることによりリスクの早期把握や横断的な対処が行いやすくなる点が挙げられます。プロアクティブな法務業務の推進の観点からも効果的なツールとなります。もう1つは、ナレッジマネジメント機能としての効果です。ブラックボックス化しやすい法務業務において、その評価プロセスや各部門とのコミュニケーションの履歴が蓄積されることで、これまで散逸していた情報の集約管理が可能となります。



ターゲット・オペレーティング・モデル
(法務機能の6要素)

情報・ITの観点から見たマターマネジメントシステムの導入効果

- 案件の可視化によるリスクの早期把握・横断的な対処が可能
- ナレッジマネジメント機能



8. 生成AIの活用状況

テーマ
02

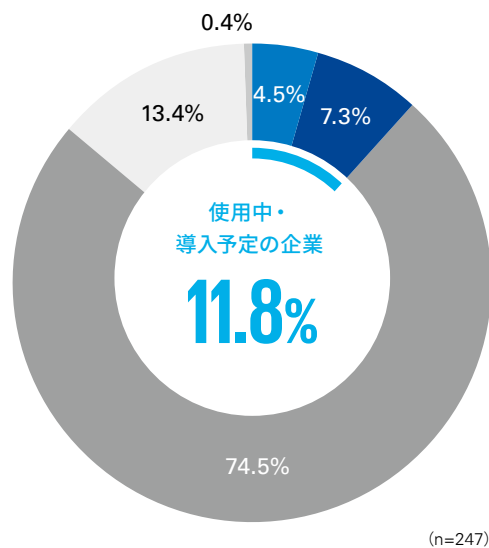
リーガルオペレーション・
リーガルテック・AI活用

生成AIについて、自部署内での検討・論点整理に「使用中」または「導入予定」の企業が11.8%、リーガルリサーチは10.5%、法務相談の回答ツールでは7.7%存在しています。

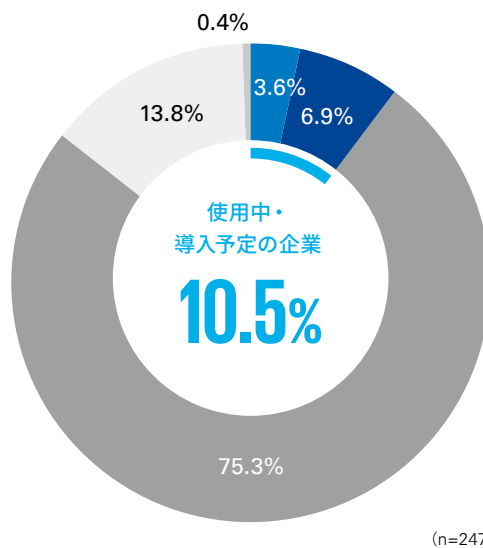
今後、生成AIの浸透とともに使用に舵を切る企業が増加する可能性も見込まれます。

生成AIの活用状況

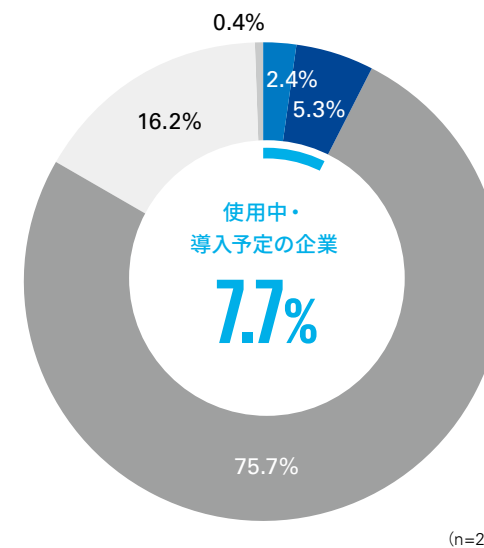
自部署内での検討・論点整理に
活用している企業



リーガルリサーチに
活用している企業



法務相談の回答ツールとして
活用している企業



■ 使用中 ■ 導入予定 ■ わからない ■ 今後もしない ■ 不明

生成AIの利活用に向けた リスクマネジメント

生成AIの利活用にあたっては、出力・入力それぞれの場面で個人情報、知的財産などのリスクが存在し、これらの適切なマネジメントが利活用の前提となります。生成AIの利活用を推進するためにも、社内規程や社内ガイドラインを整備し、禁止事項や遵守事項を明確にすることが求められます。







生成AIについては、各国政府によるルール作りも進められています。日本政府は、来年度に向け、生成AIの事業者向けガイドライン（指針）の策定を計画しており、利活用を行う企業に対しても、一定の責任を求める内容となる予定です。また、2023年12月には、欧州規制法案が、生成AIを規制対象とする方向で暫定合意されました。生成AIの利用を通知するなどの透明性の確保のほか、リスクに応じた義務が課せられる予定です。

生成AIの登場により、AI開発企業だけでなく、AIの利活用企業にも、AIガバナンス構築を求める潮流が高まっています。

	論点	リスク概要
生成AIへの 入力時の論点	知的財産	入力情報が第三者の著作物であった場合に、著作権侵害にあたる複製行為に該当する可能性
	機密情報	第三者の機密情報に該当する情報の場合には、法令違反や契約違反等の可能性
	個人情報	個人情報の第三者提供に該当する場合の同意取得違反の可能性
生成AIから 出力時の論点	AI倫理	<ul style="list-style-type: none"> 生成AIサービスからの生成物やフェイクに対する透明性確保が要求される可能性 誤情報が生成され、誤った判断や評価が助長される可能性
	知的財産	生成AIから出力される情報に第三者の著作物（または二次的な著作物）が含まれる可能性
	個人情報	無断の公表・公開や表記違反が生成AIサービスの規約違反になる可能性

生成AIの利活用に向けた リスクマネジメント (続き)

AIガバナンスの視点

	Key Item	実施事項	ポイント例
体制構築	 委員会の設計	<ul style="list-style-type: none"> AIビジネスの社会的妥当性を担保するための審査委員会の機能・役割の設計 委員会の運用に向けたプロジェクトマネジメント 	<ul style="list-style-type: none"> 関連委員会との関係(機能拡張による対応/新設等) 委員会の権限・責務の設計(プロジェクトの中止勧告等) 委員会メンバー(外部有識者の参画の有無等)
	 体制の設計	<ul style="list-style-type: none"> AIビジネスリスクの管理部門の役割・責任の明確化 委員会・管理部門・事業部門間のレポートラインの整備 	<ul style="list-style-type: none"> AIビジネスリスクを戦略の策定・実行に反映する仕組み 取組み推進の「旗振り役」の設定 管理部門と事業部門との連携体制
取組み推進	 AIポリシー・プロセス	<ul style="list-style-type: none"> AI利活用に関するポリシーの策定 AIビジネスに関する各種法規制リスクに対応したポリシー・プロセスの策定 	<ul style="list-style-type: none"> 重視するAI原則・項目 各種ステークホルダーの意向の反映
	 リスクアセスメント (規制リスク調査)	<ul style="list-style-type: none"> 新規ビジネス等のリスクアセスメントの実施(規制リスクの調査) AIビジネスにおけるリスクアセスメントプロセスの整備 	<ul style="list-style-type: none"> 「許容できないリスクのあるAI」や「ハイリスクAI」など、厳格な規制が想定されるユースケースの有無 既存の法務、情報管理、品質管理、リスクマネジメント等の各プロセスとの関係
	 教育・周知	<ul style="list-style-type: none"> 規制リスク・対応ポイントの従業員研修 策定したAIポリシーに関する具体的な推奨事項や、具体例を解説をしたガイドブックの策定 	<ul style="list-style-type: none"> ユースケースに即したリスクシナリオ例・解説 関連技術・規制リスクの双方に関する平易な解説 事業を進めるうえでの具体的な推奨事項の提示
	 モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> AIポリシーの遵守状況に係る、管理部門からの確認・自主点検 AIガバナンス関連手続きに係る内部監査 	<ul style="list-style-type: none"> AIビジネスにおけるモニタリング対象プロセス・テーマ ビジネスの継続的な変化に対応したモニタリング

Theme

03



コンプライアンスリスク

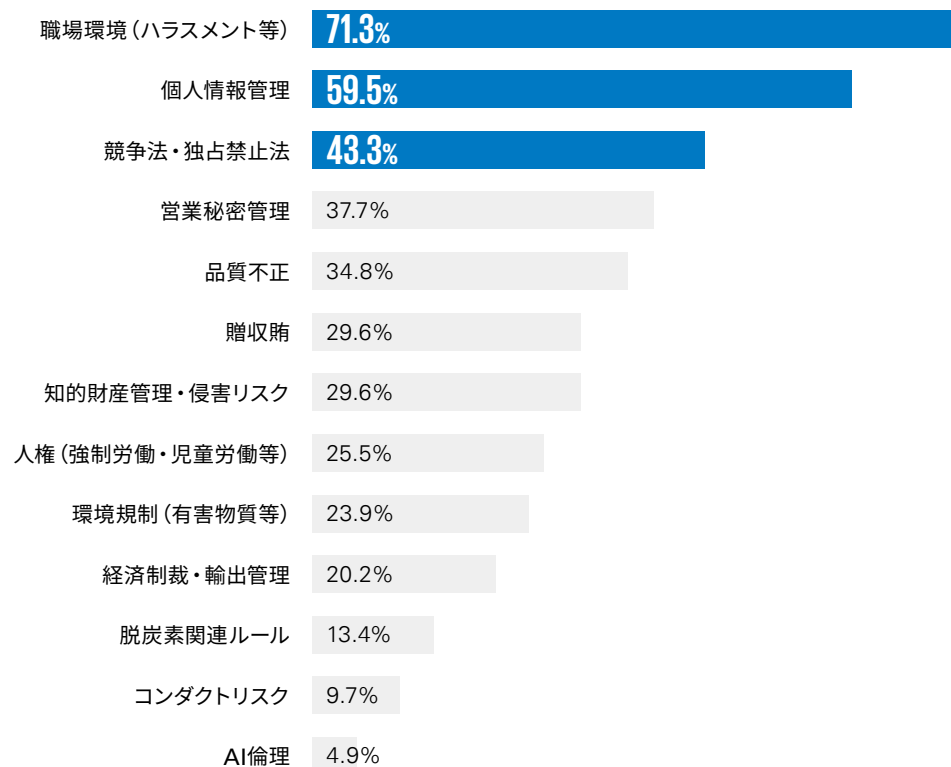
1. 重視するコンプライアンスリスク
2. ESG／SDGsと法務機能
 - | コラム | AIガバナンス
 - | コラム | サステナビリティ×行動規範
3. 人権リスク管理
 - | コラム | 人権デュー・ディリジェンス
4. 内部通報・苦情処理メカニズム（グリーバンスメカニズム）
 - | コラム | 苦情処理メカニズム（グリーバンスメカニズム）
5. 環境に関する取組み
6. 輸出管理
7. 技術法務・知的財産管理
 - | コラム | サステナビリティに資する知的財産活動
8. 新規事業のリスク評価プロセス
9. リスク情報共有の仕組み
10. コンプライアンス意識の浸透策
11. サプライチェーン上のコンプライアンスリスク管理
12. モニタリング
 - | コラム | コンプライアンス体制整備の視点



1. 重視するコンプライアンスリスク

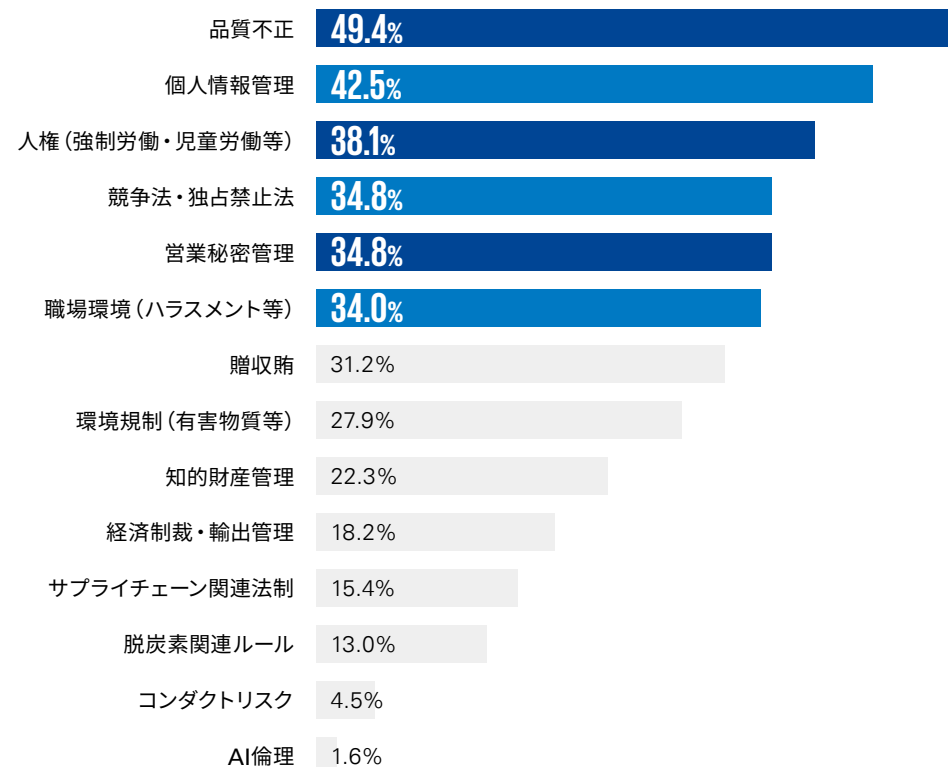
リスク管理委員会等で取り扱うなど、コンプライアンスリスクとして重視している項目としては、「職場環境」、「個人情報管理」、「競争法・独占禁止法」が上位に挙げられています。
一方、サプライチェーン上のコンプライアンスリスクとしては、「職場環境」、「個人情報管理」、「競争法・独占禁止法」に加え、「品質不正」、「人権」、「営業秘密管理」が重視されています。

④ リスク管理委員会等で取り扱うなど、重視しているコンプライアンスリスク



(複数選択可 / n=247)

④ サプライチェーン上のコンプライアンスリスクとして、重視しているテーマ



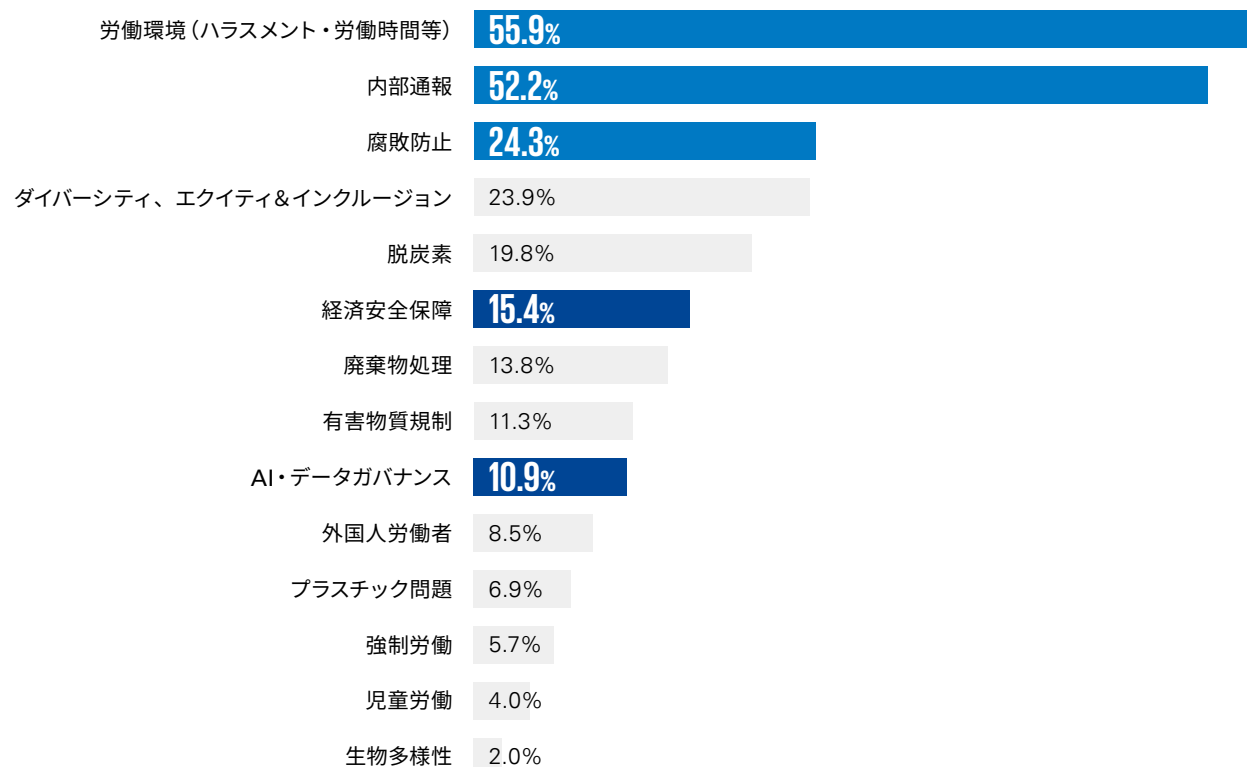
(複数選択可 / n=247)



2. ESG / SDGsと法務機能(1)

法務・コンプライアンス部門として重視するESG / SDGs関連のテーマとしては、「労働環境」、「内部通報」、「腐敗防止」が上位3つに挙げられています。また、「経済安全保障」や「AI・データガバナンス」など近年台頭した重要テーマに関しても、法務・コンプライアンス部門が一定の関心を有していることがみられます。

▶ 法務・コンプライアンス部門として特に重視しているESG / SDGsに関するテーマ



(複数選択可 / n=247)

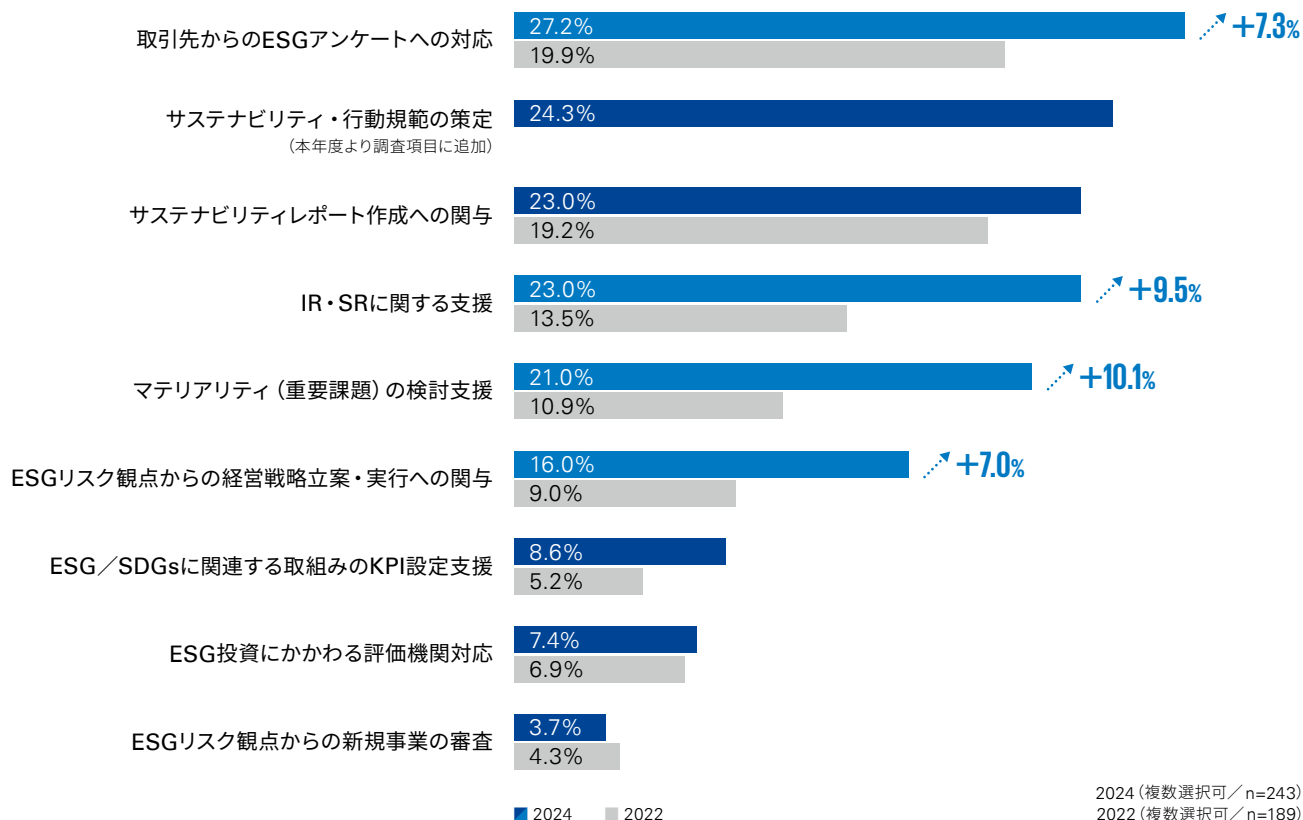


2. ESG / SDGsと法務機能(2)

ESG / SDGsに関する外部環境の変化を受け、新たに加わった法務・コンプライアンス部門の担当業務については、前回の調査と比較して、ほとんどの業務で向上がみられました。

特に「マテリアリティの検討支援」(+10.1%)、「IR・SRに関する支援」(+9.5%)、「取引先からのESGアンケートへの対応」(+7.3%)、「ESGリスク観点からの経営戦略立案・実行への関与」(+7.0%)の伸びが顕著です。

④ ESG / SDGsに関する外部環境の変化を受け、新たに加わった法務・コンプライアンス部門の担当業務



AIガバナンス

2023年12月、欧州において、「欧州規制法案」の暫定合意がなされ、汎用AI（生成AI含む）の透明性確保、ハイリスクAIシステムの基本的人権に対する影響評価の実施義務が追加されるなど、広範なAI規制法の制定が現実化する見通しとなりました。これらの規制は、AIシステム利用企業も規制対象となるほか、EU域外の企業にも適用され、高額な罰金も設定される見込みです。

こうした規制の潮流を受け、AI利活用に関する重要事項を「AIポリシー」として取りまとめ、ポリシーに則したAIリスクマネジメントのための体制整備や、リスクアセスメント等の運用プロセス、モニタリングによる統制機能の監視を重要課題として取り組む企業が増加してきています。

AIは、その活用範囲の広さゆえに、個人情報、データガバナンス、知的財産などのコンプライアンスリスクだけでなく、人権侵害や公平性などの倫理面での課題をも内在する技術と言えます。市場撤退リスクを低減し、持続的に市場から受け入れられるサービスを提供するためにも、自社のAIリスクに対する姿勢を明確にしたうえで、早期にAIガバナンス体制を構築することが求められます。

▶ 欧州規制法案におけるAIの分類と規制

リスク分類	AIの性質	規制態様
容認できないリスク	人々の安全、生活、権利に対する 明らかな脅威とみなされるAI 例: 公的空間での法執行目的の遠隔生体認証	原則禁止 (テロ等特定犯罪への 遠隔生体認証の利用は可)
ハイリスク	人々の安全や基本的権利に 悪影響を及ぼし得るAI 例: インフラ、医療機器、人事	主体ごとに異なる義務あり <ul style="list-style-type: none"> AIシステムへの要求事項 適合性評価 基本的人権に関する影響評価の実施
限定的なリスク	透明性の確保が必要なAI 例: チャットボット、ディープフェイク	透明性の確保 (AI利用の通知)
最小限のリスク	人々の権利や安全に対するリスクが 最小・ゼロにすぎないAI	特段の法的義務なし (自主行動計画の策定)



高額な罰金のおそれ

規則の違反者に対して、最大で、

- 前年度における世界売上高の7% または
- 3,500万ユーロ

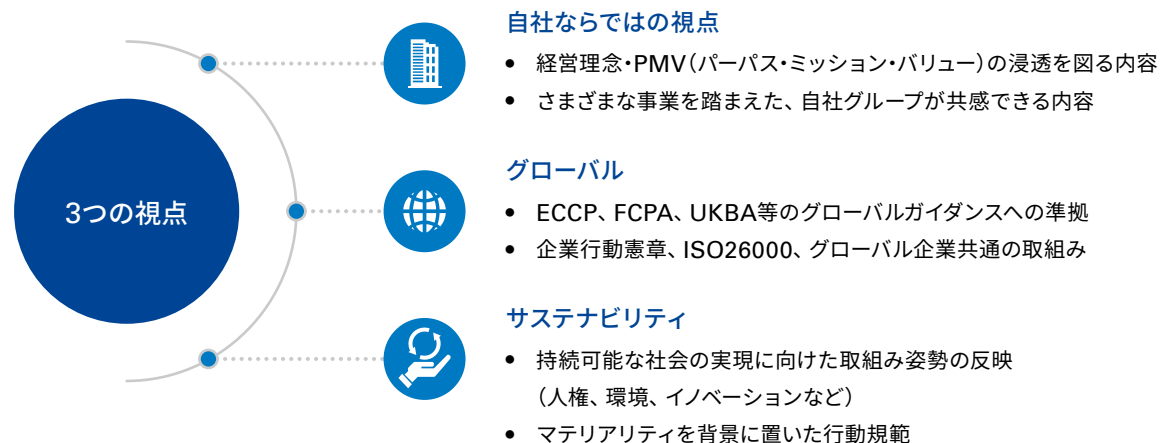
のいずれか高い金額の罰金を科すことができることされており、非常に高額な罰金を支払うリスクがあります

サステナビリティ×行動規範

企業における行動規範は、企業理念を体現する具体的な行動を社員に求める規範として、多くの企業において制定されています。グローバルガイドンスとの関係でも、コンプライアンス・プログラムの取組み評価の軸となるECCPや、贈収賄・腐敗防止の指針であるFCPAリソースガイドなどは、ガイドンスのなかで行動規範の重要性に言及しています。

こうした行動規範は、時代の要請や企業活動にあわせて改定されることが望ましく、昨今では、サステナビリティ経営の視点を取り込んだ行動規範の改定が目立ちます。一般社団法人日本経済団体連合会も「企業行動憲章 実行の手引き」を改定（2022年12月）し、サステナビリティに関する記載を充実させています。

サステナビリティ行動規範には、持続可能な社会を実現する「イノベーション」、「サプライチェーン」を含む「人権保護」、職場での「ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン」、「環境保全」に向けた具体的な取組みなど、サプライチェーンを巻き込んだ、企業のあるべき行動の実践が定められるケースが多くみられます。自社グループにおけるパーパス・ミッション・バリューを踏まえつつ、社会の要請に応える企業活動に向け、社員およびビジネスパートナーを中心とした、ステークホルダーに求める行動様式の明確化が求められます。



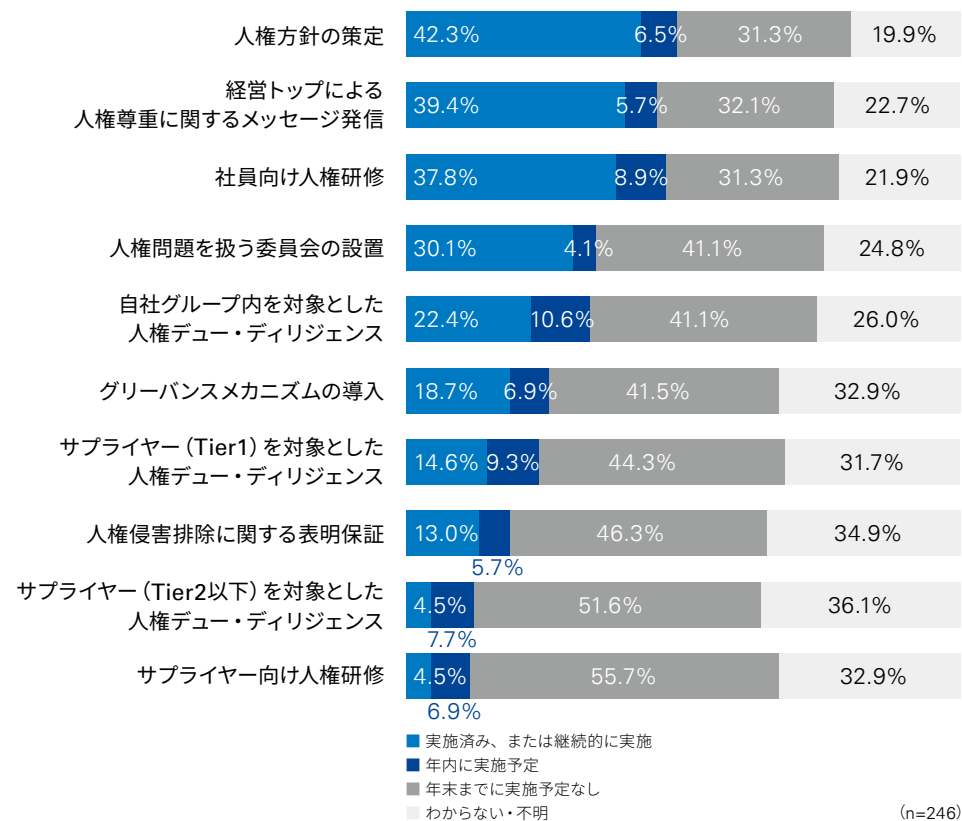
※ECCP: 米国司法省刑事局が発行する企業コンプライアンス・プログラムの評価ガイドンスである Evaluation of Corporate Compliance Programsの略
 FCPA: 米国外公務員に対する贈賄行為の規制を目的に、米国で制定されたThe Foreign Corrupt Practices Act (海外腐敗行為防止法)の略
 UKBA: 贈収賄行為の規制を目的に英国で制定されたBribery Act (賄賂防止法)の略



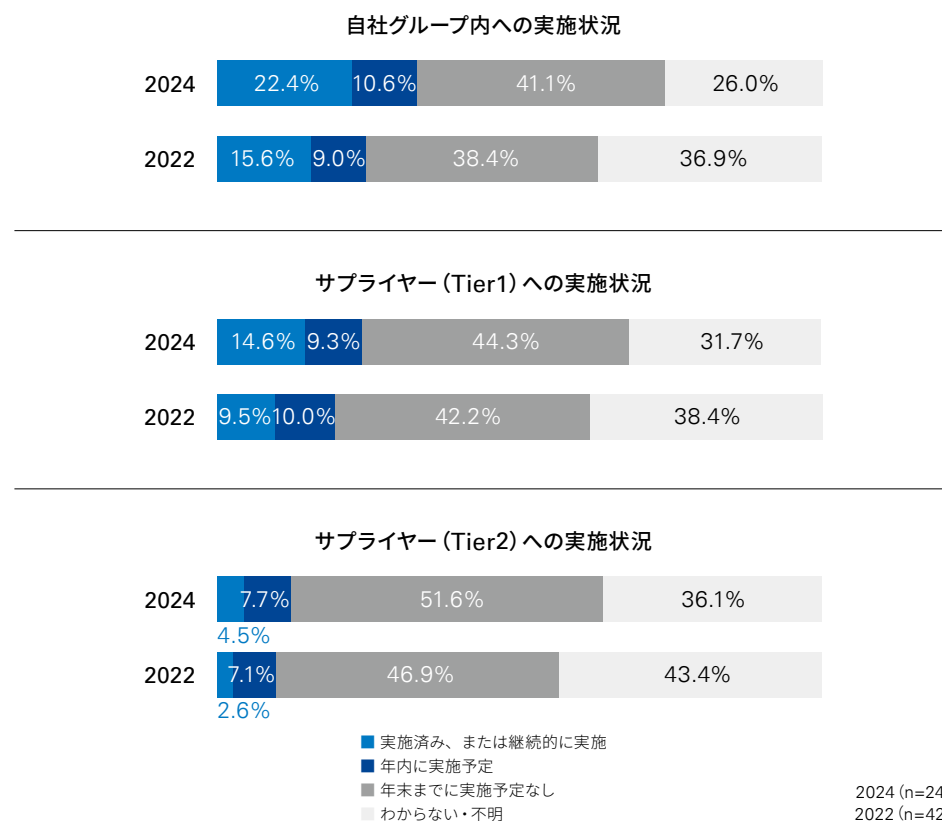
3. 人権リスク管理(1)

人権デュー・ディリジェンスの実施状況が自社グループ内・対サプライヤーの双方で、改善傾向にあります。
自社およびサプライチェーンに内在する人権リスクの把握に努める企業が、増加傾向にあると読み取れます。

▶ 人権施策の実施状況



▶ 人権デュー・ディリジェンスの実施状況

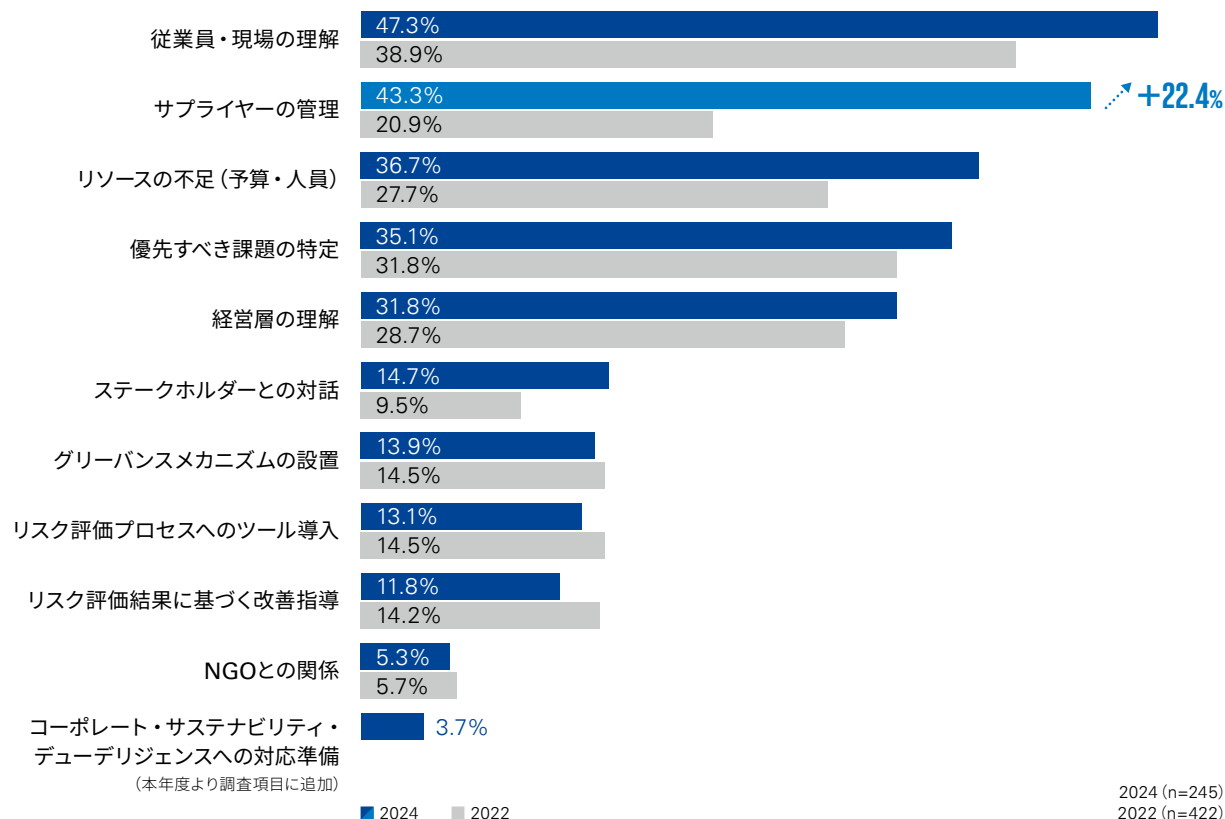




3. 人権リスク管理 (2)

前回の調査と比較して、「サプライヤーの管理」の選択割合が22.4%増加しており、サプライチェーン上の人権リスク管理の重要性が浸透しつつある一方、サプライヤーの人権リスク低減の具体的な手立てについて課題感を持つ企業が多いことが読み取れます。

🔍 人権リスク管理にあたっての課題



人権デュー・ディリジェンス

人権分野での法規制強化の動きが加速しています。EUが公表した人権デュー・ディリジェンスの義務化を含む「コーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令案」(以下、CSDDD案)もその1つです。CSDDD案は、EU域内で一定の売上高の域外企業をも対象としており、日本企業も対象になり得ます。今後、人権侵害被疑物品の輸入規制強化など、さらなる規制強化が予想され、コンプライアンスリスク対応の1つとして、企業における人権分野への法規制対応が極めて重要になります。

CSDDD案の概要

対象企業	<p>EU域内で設立された企業</p> <ul style="list-style-type: none"> » (グループ1)年間売上高1.5億ユーロ超かつ従業員数500人超の企業 » (グループ2)年間売上高0.4億ユーロ超かつハイリスク指定分野を主に取り扱うなどの要件を満たす企業 <p>EU域外で設立された企業</p> <ul style="list-style-type: none"> » 従業員数の要件はなし » EU域内の売上高が上記グループ1または2の年間純売上高の基準を満たす企業
主な義務内容	<ul style="list-style-type: none"> » 企業方針への取込み » デューデリジェンスの履行・公表 » 負の影響の特定・予防・是正 » グリーバンスメカニズムの整備など
違反措置	<ul style="list-style-type: none"> » 各加盟国の国内法で制裁を定める予定 » 対象企業は、義務違反により損害を発生させた場合には損害賠償責任を負う

各国地域の人権法制(例)

国・地域	名称	年
EU	CSDDD案	2022
	紛争鉱物規則	2017
	非財務情報開示指令	2014
英国	現代奴隷法	2015
ドイツ	サプライチェーン注意義務法	2021
オランダ	児童労働デューデリジェンス法	2019
オーストラリア	現代奴隷法	2018
フランス	企業注意義務法	2017
米国(一部)	貿易円滑化・貿易執行法	2015
	グローバル・マグニツキー法	2012



4. 内部通報・苦情処理メカニズム (グリーンバンスメカニズム)

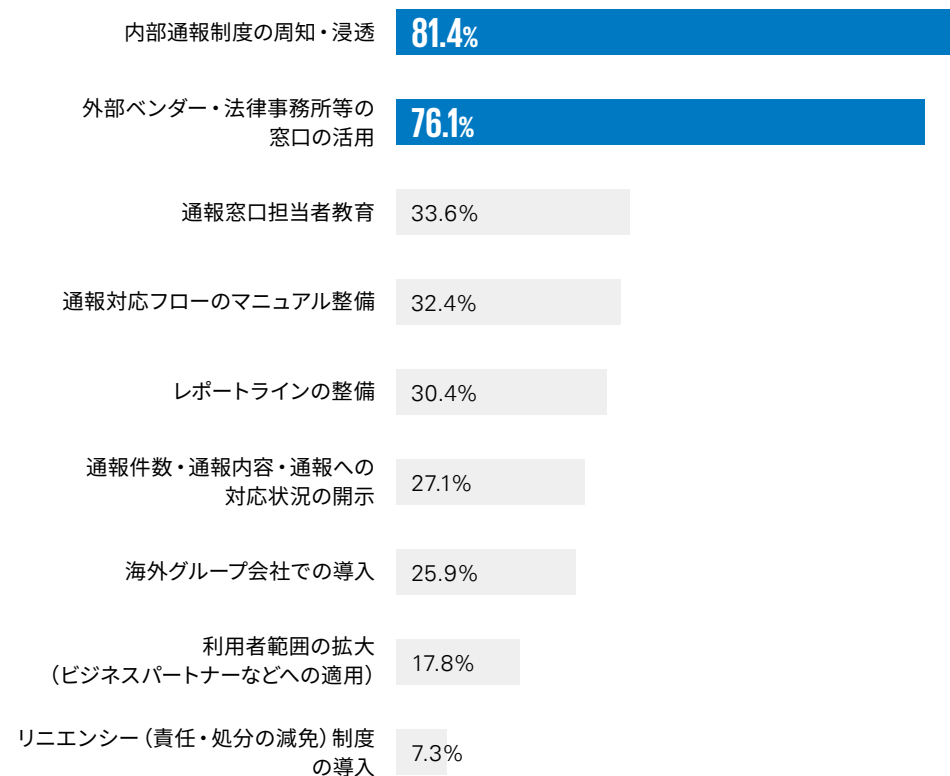
テーマ
03

コンプライアンスリスク

内部通報制度に関して、回答企業の81.4%が「内部通報制度の周知・浸透」、76.1%が「外部ベンダー・法律事務所等の窓口の活用」を挙げています。

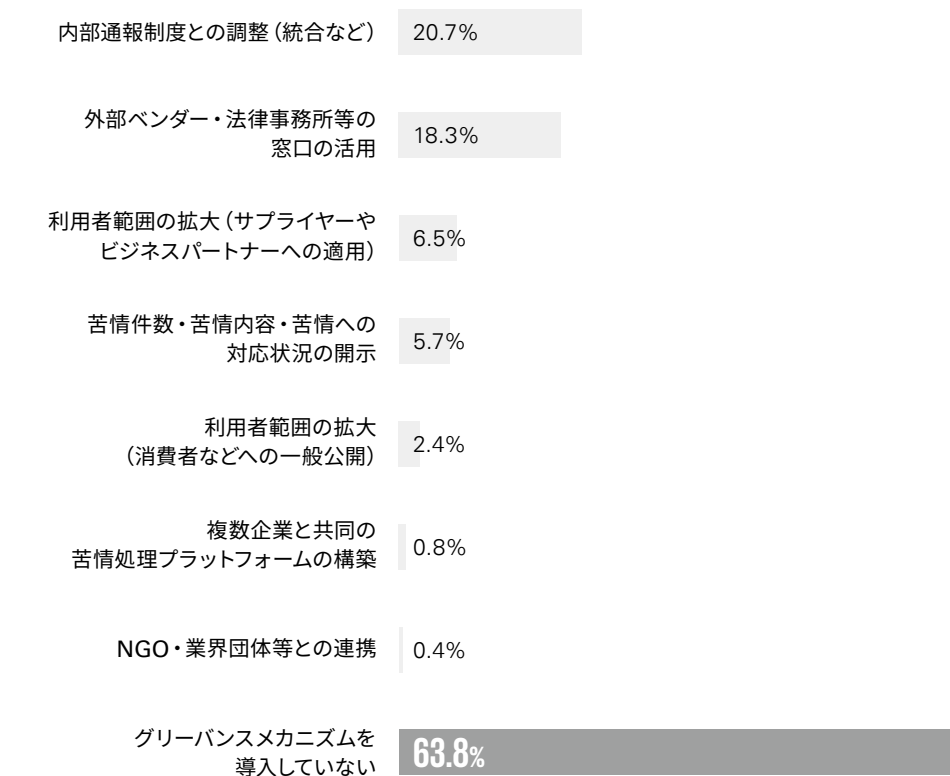
一方、苦情処理メカニズム (グリーンバンスメカニズム) の取組み状況に関して、回答企業の63.8%が「グリーンバンスメカニズムを導入していない」と回答しています。

内部通報に関する取組み



(複数選択可 / n=247)

苦情処理メカニズム (グリーンバンスメカニズム) の取組み状況



(複数選択可 / n=246)

苦情処理メカニズム（グリーンバンスメカニズム）

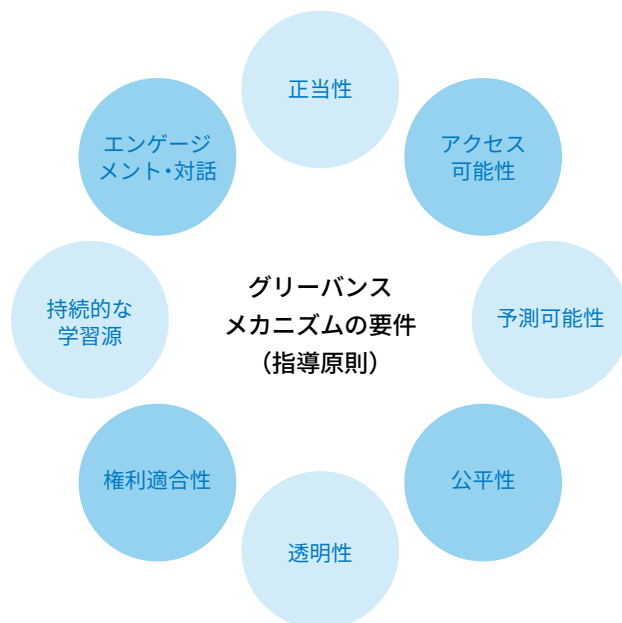
グローバル企業を中心に、ステークホルダーを対象とした苦情処理メカニズムを導入する動きが活発になりつつあります。

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」は、苦情処理メカニズムの構築を求めると同時に、8つの要件を示すことでその実行性の担保を求めてきました。また、EUの「コーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令案」においても、苦情処理メカニズムの策定を企業の義務と定めているほか、日本政府も「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を定め、苦情処理メカニズムの策定を要求しています。

この苦情処理メカニズムは、内部通報とは異なり、ステークホルダーなど幅広い外部利用者を想定しています。窓口や苦情処理・問題解決手続き、是正措置の進捗など幅広い開示を求められているほか、ステークホルダーとの対話や専門家の活用も求めている点に特徴があります（「責任ある企業行動及びサプライ・チェーン推進のための対話救済ガイドライン」）。

④ 基本アクション（責任ある企業行動及びサプライ・チェーン推進のための対話救済ガイドライン）

1. 国際人権やサプライチェーンを含む責任ある企業行動に関する苦情・問題提起を受付
2. 企業内で苦情処理・問題解決に関する責任者と対応部署を指定
3. 苦情申立受付・対話の窓口を設置し、外部に開示
4. 苦情処理・問題解決の手続きを定め、外部に開示
5. 苦情処理・問題解決における利益相反関係を防止し、公平性を確保
6. 苦情申立者に対する報復行為等の不利益な取扱いを防止
7. 苦情処理・問題解決や対話の状況を可能な範囲で開示
8. 苦情処理・問題解決にあたってステークホルダーとの対話や独立専門家を活用
9. ガイドラインを参考としながら、苦情処理・問題解決制度を定期的に見直し、改善
10. 苦情処理・問題解決や対話の状況を、経営層を含む企業内で共有

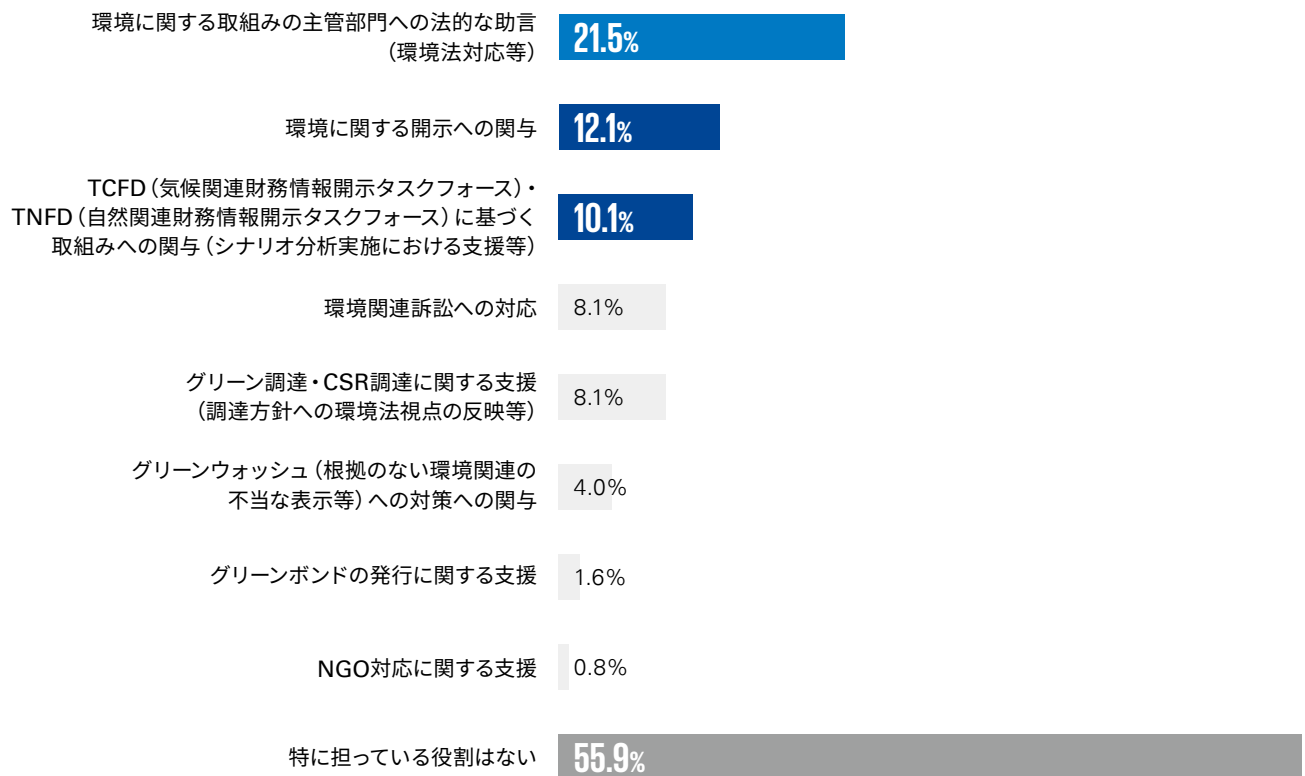




5. 環境に関する取組み

環境に関する取組みについて、法務・コンプライアンス部門として「特に担っている役割はない」と回答した企業が過半数を占める一方、20%以上の企業で、環境法対応等の法的な助言を提供しています。
また、10%以上の企業で、環境関連の開示や、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）・TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）に基づく取組みを支援しています。

④ 法務・コンプライアンス部門が環境に関する取組みについて担う役割



(複数選択可 / n=247)

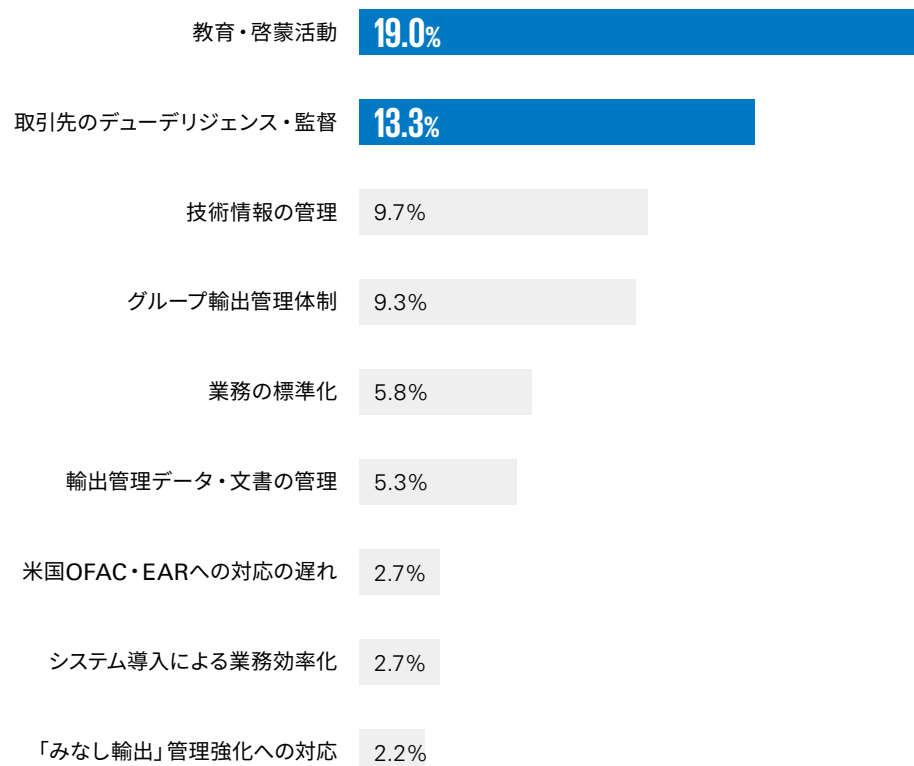


6. 輸出管理

輸出管理規制への対応において、回答企業の19.0%が「教育・啓蒙活動」、13.3%が「取引先のデューデリジェンス・監督」が課題であると回答しました。

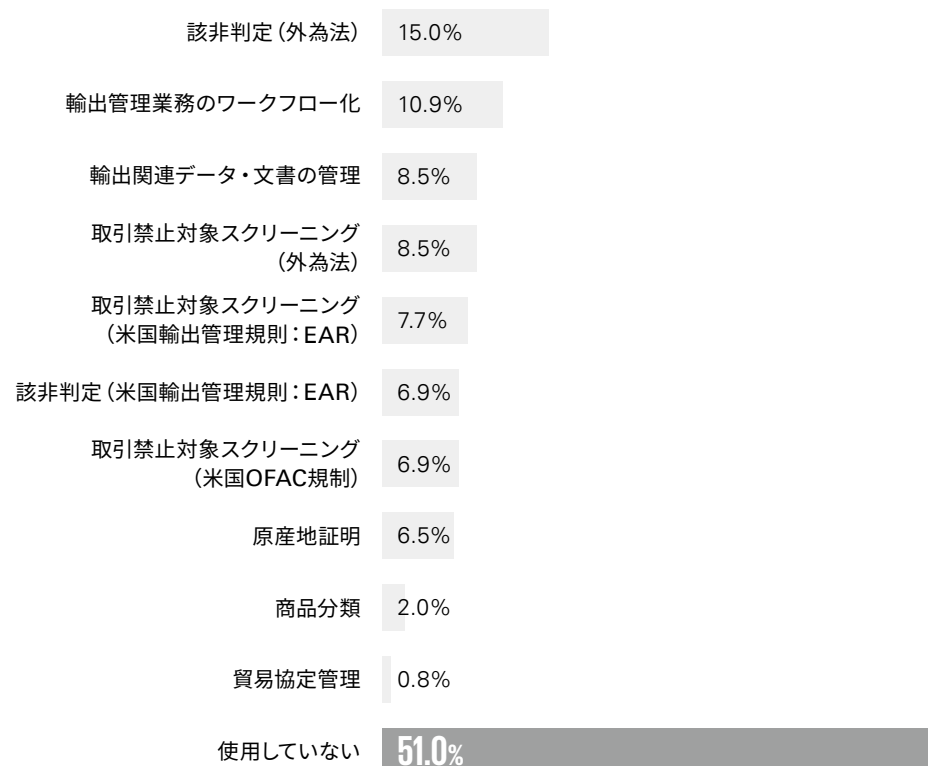
輸出管理業務においては、過半数の企業がツールを使用していません。

▶ 輸出管理規制への対応において、課題となっているテーマ



(複数選択可/n=226)

▶ 輸出管理業務において使用するツールの機能



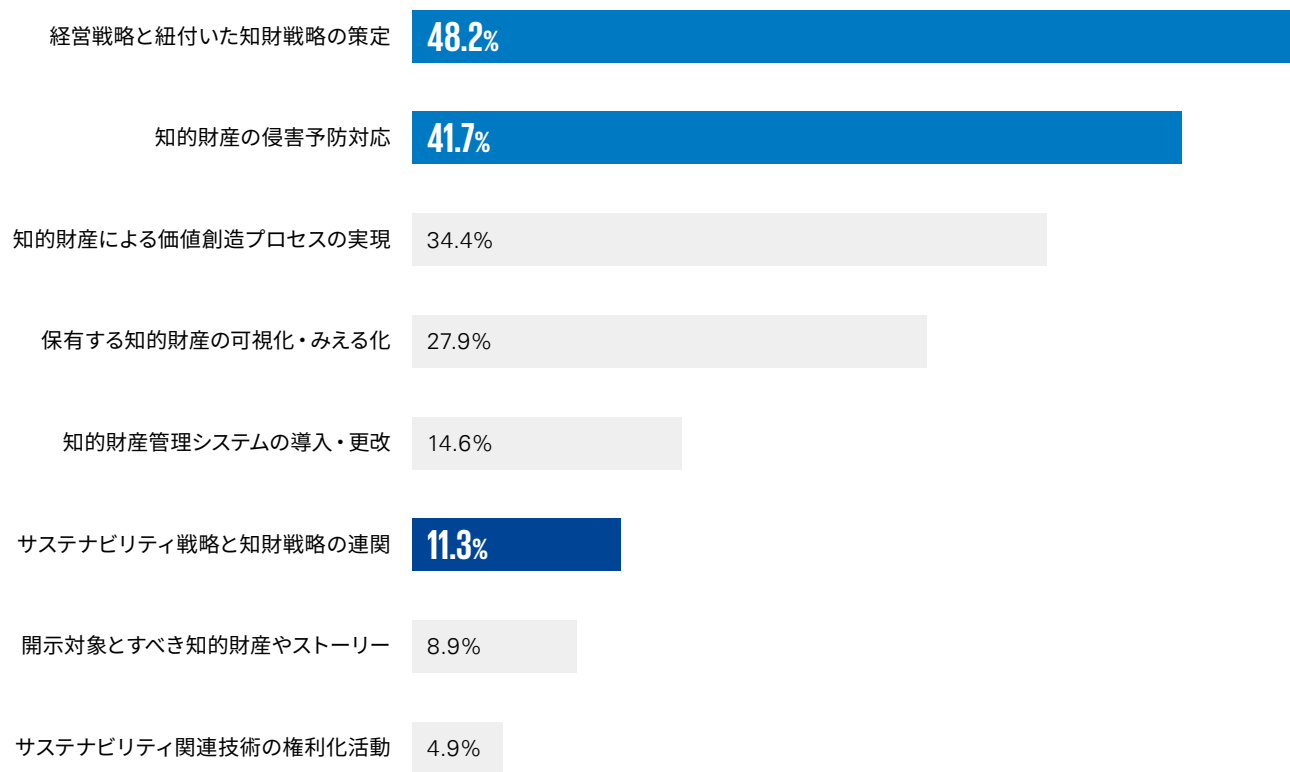
(複数選択可/n=247)



7. 技術法務・知的財産管理

知財戦略の策定や侵害予防対応などを課題に挙げる企業が多い一方で、サステナビリティと知財との連関に関するテーマを課題視する企業は相対的に少なく、知財分野でのサステナビリティの浸透は、今後の課題となりそうです。

知的財産業務における課題

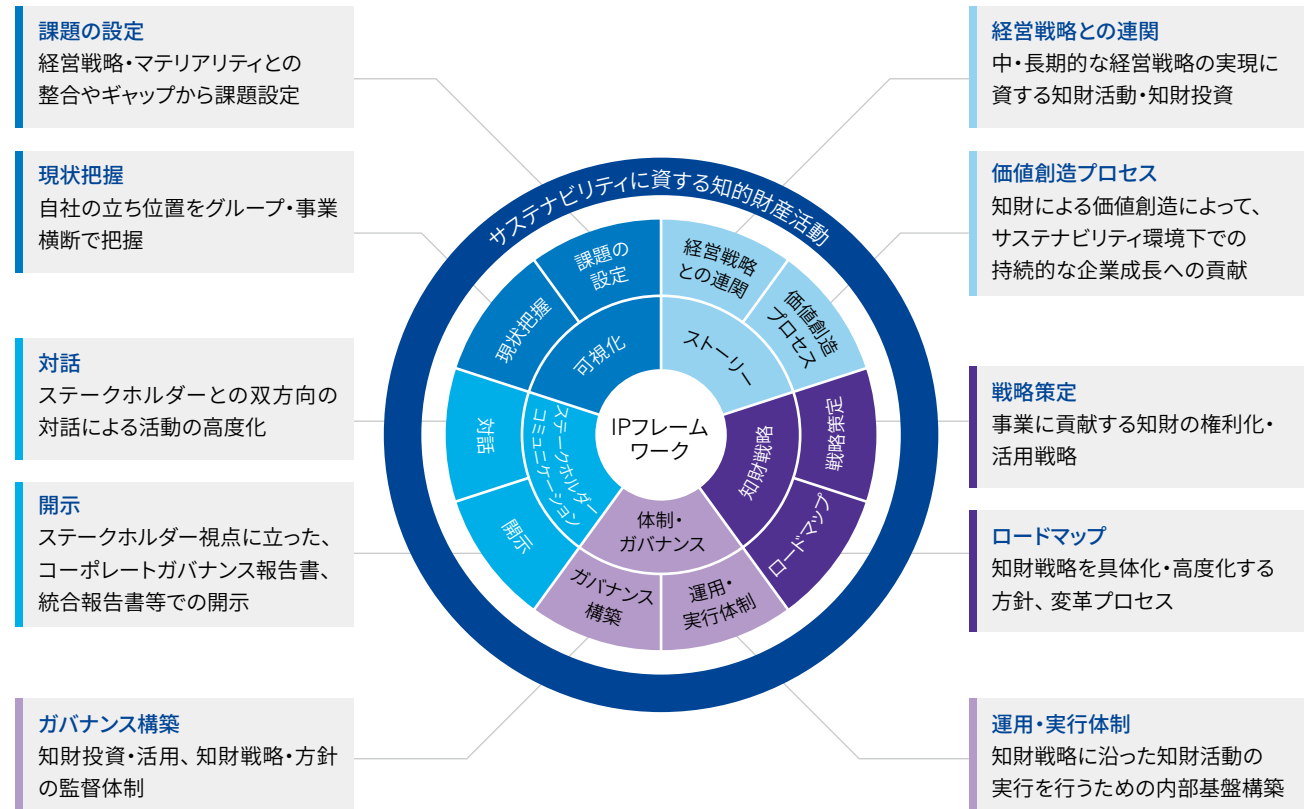


(複数選択可 / n=247)

サステナビリティに資する 知的財産活動

サステナビリティの浸透とともに、環境負荷が大きい既存技術は代替技術への段階的な置き換えが求められます。サステナビリティを軸にした技術の転換は、既存技術において競争力を有する企業にとってリスクになる一方で、新規参入企業にはビジネスチャンスになります。そのため、サステナビリティ関連技術を他社に先駆けて特許化して独占し、または、オープン・クローズ戦略のもとで、自社のコントロール下に置きつつ活用することは、持続的な市場優位性の形成にとって、重要になります。

企業価値の向上に向けては、知財・無形資産の活用が極めて重要なファクターとなります。サステナビリティに資する戦略的な知的財産活動のあり方を、「可視化」「ストーリー」「知財戦略」「体制・ガバナンス」「ステークホルダーコミュニケーション」の5つの視点から検討することも効果的です。



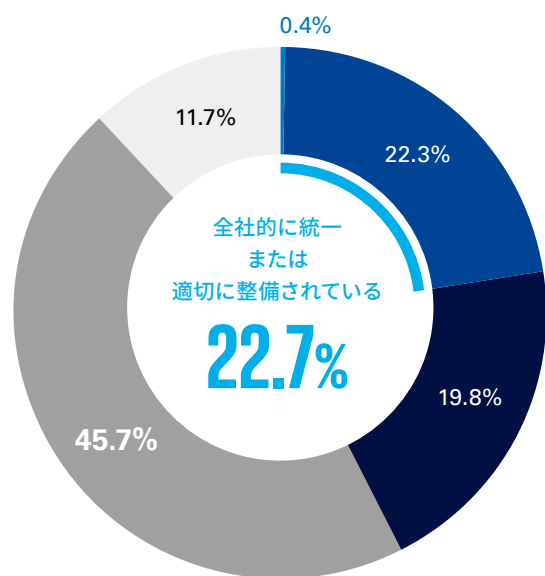


8. 新規事業のリスク評価プロセス(1)

45.7%の企業において、新規事業のリスク評価プロセスが整備されておらず、全社的に統一または適切に整備されている企業は22.7%にとどまっています。

新規事業の審査に関して、76.9%の企業の法務・コンプライアンス部門が契約審査を実施している一方で、契約交渉への参加や問題を有する新規事業の中止勧告、ビジネススキームの提案ができていない企業は20%前後にとどまっており、事業に対するさらなる関与の余地があるとみられます。

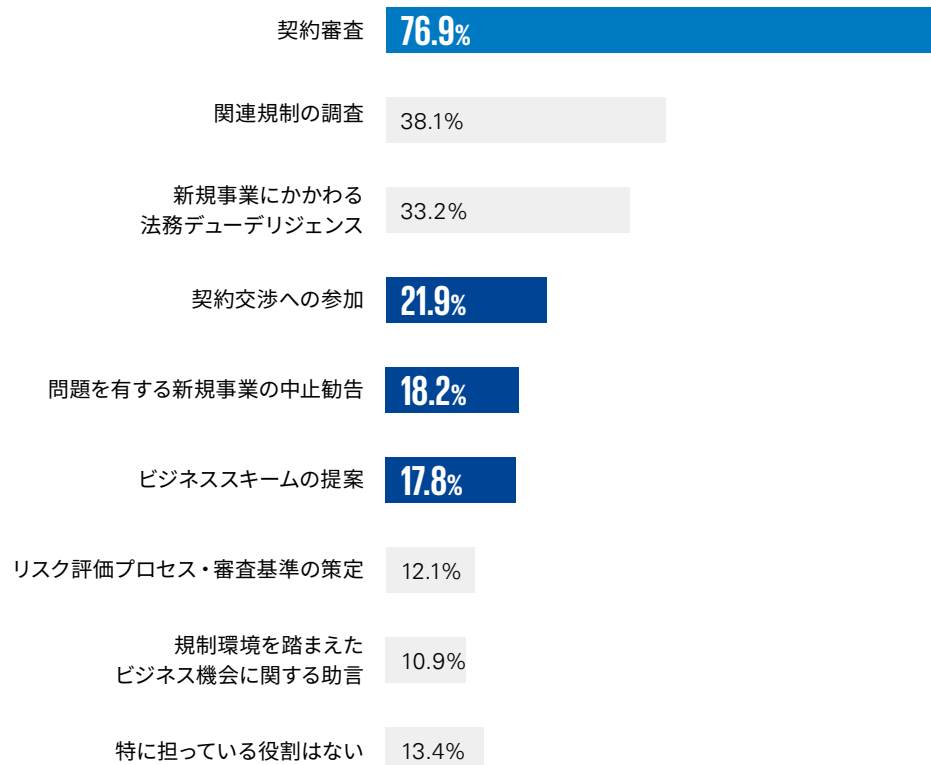
④ 新規事業のリスク評価プロセスの整備状況



- 全社的に統一または適切に整備されており、デジタルツールも活用されている
- 全社的に統一または適切に整備されている
- 一部の部門でのみ整備されている
- 整備されていない
- わからない・不明

(n=247)

④ 法務・コンプライアンス部門が新規事業の審査において担う役割



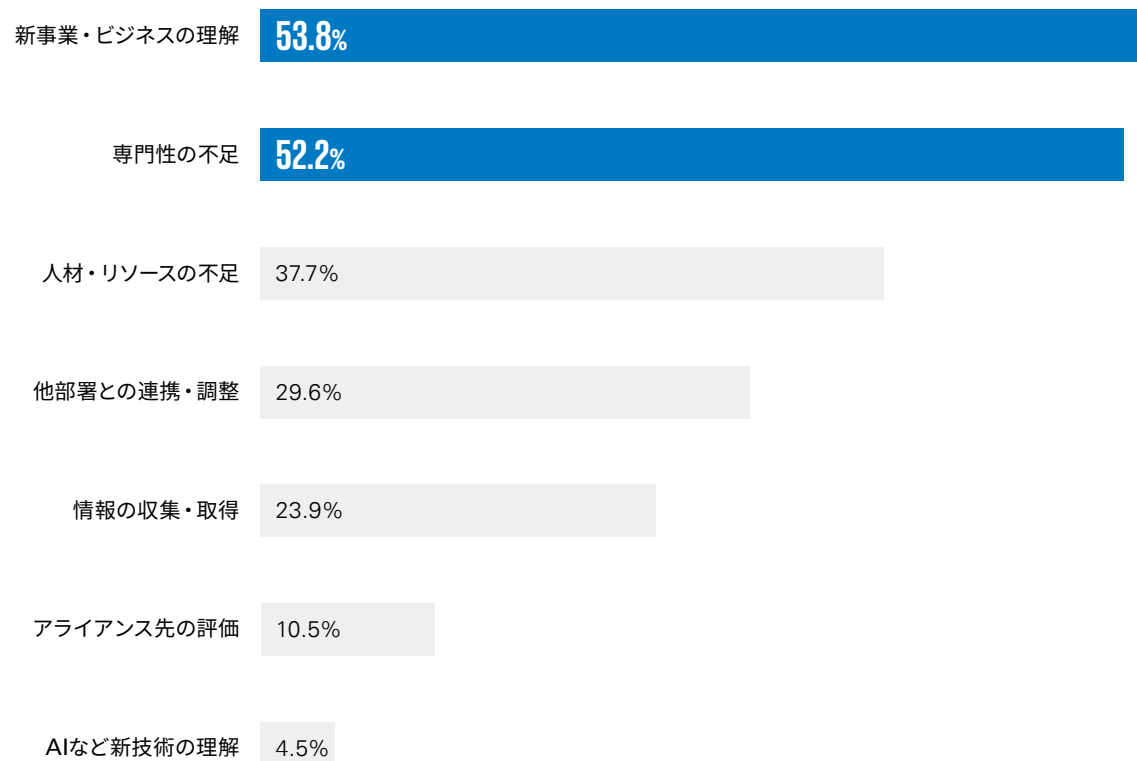
(複数選択可/n=247)



8. 新規事業のリスク評価プロセス(2)

新規事業のリスク評価・審査において、特に難しいと感じる場面として53.8%の企業が「新事業・ビジネスの理解」、52.2%の企業が「専門性の不足」を挙げています。

▶ 新規事業のリスク評価・審査において特に難しいと感じる場面



(複数選択可 / n=247)



9. リスク情報共有の仕組み

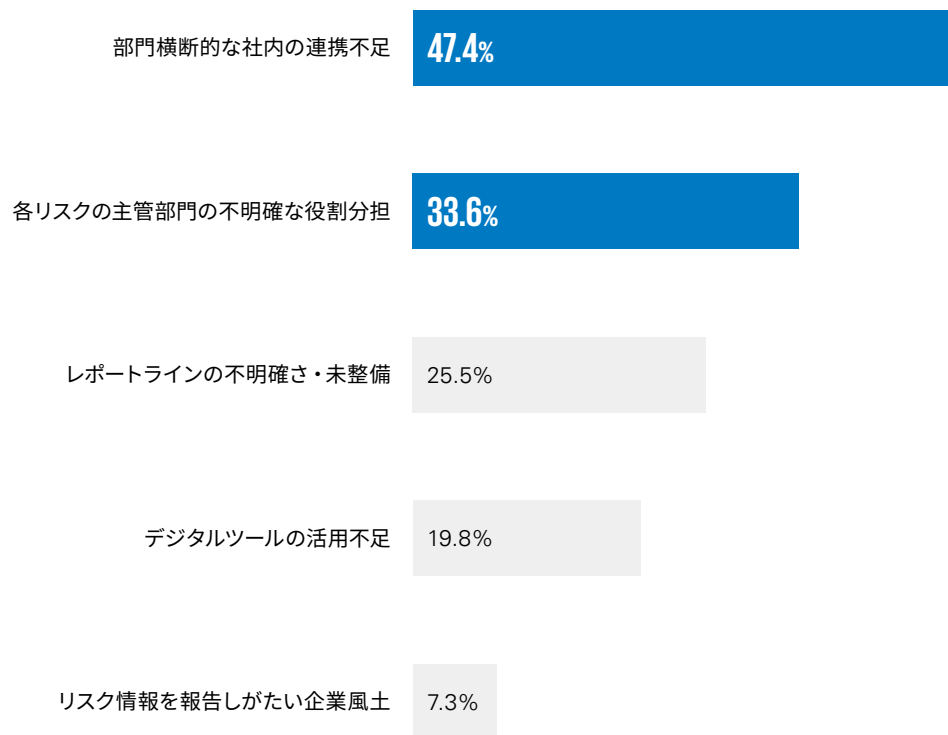
テーマ
03

コンプライアンスリスク

リスク情報の社内共有における課題として、「部門横断的な社内の連携不足」、「各リスクの主管部門の不明瞭な役割分担」が上位に挙げられ、組織構造的な課題を抱えている企業が多い傾向です。

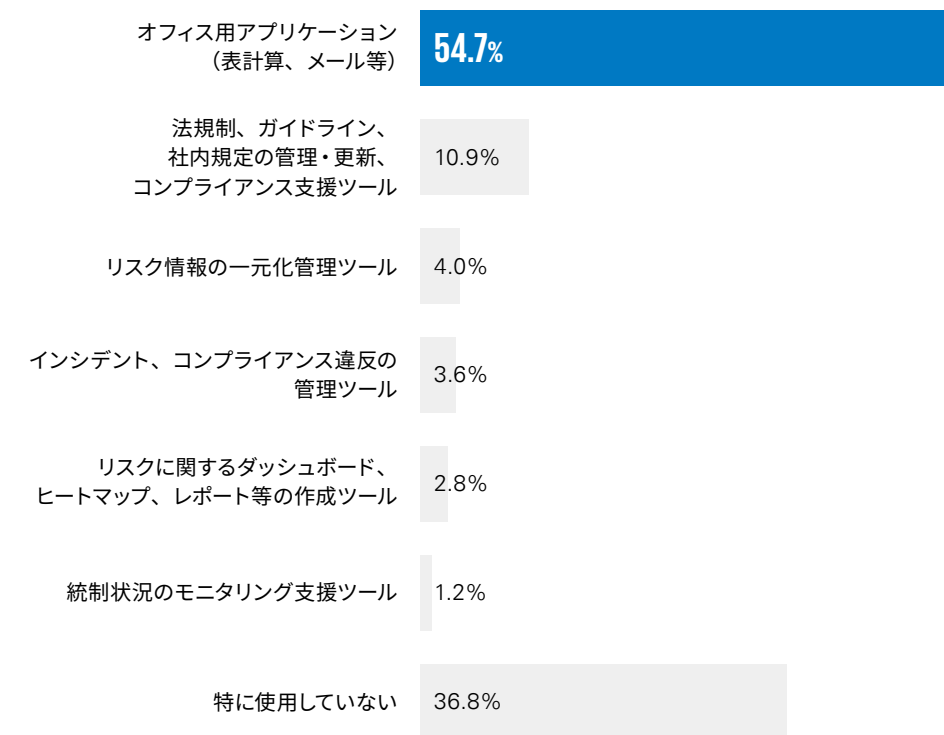
リスク情報の共有に利用しているデジタルツールに関しては、約半数の企業が「オフィス用アプリケーション」を利用するにとどまり、特定のコンプライアンス支援ツールやリスク情報の一元化管理ツールの利用は浸透していません。

④ リスク情報の社内共有において抱えている課題



(複数選択可/n=247)

④ リスク情報の共有に利用しているデジタルツール



(複数選択可/n=247)

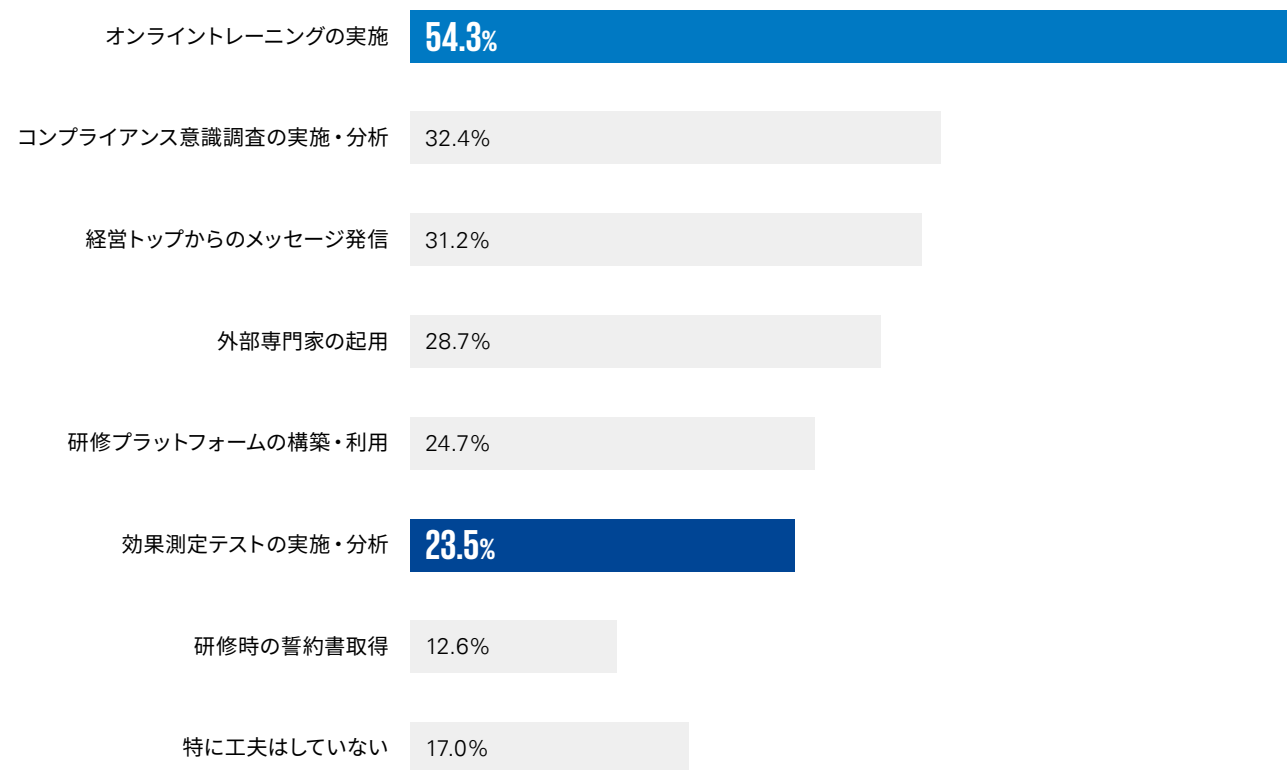


10. コンプライアンス意識の浸透策

コンプライアンス教育における工夫について、「オンライントレーニングの実施」と回答した企業は54.3%に上り、オンライントレーニングの活用が進んでいることがうかがえます。

一方、テスト等のコンプライアンス教育の効果測定を実施している企業は23.5%にとどまるなど、教育に関するPDCAサイクルはうまく回せていない様子が見受けられます。

▶ コンプライアンス教育を効率的に実施するための工夫



(複数選択可／n=247)

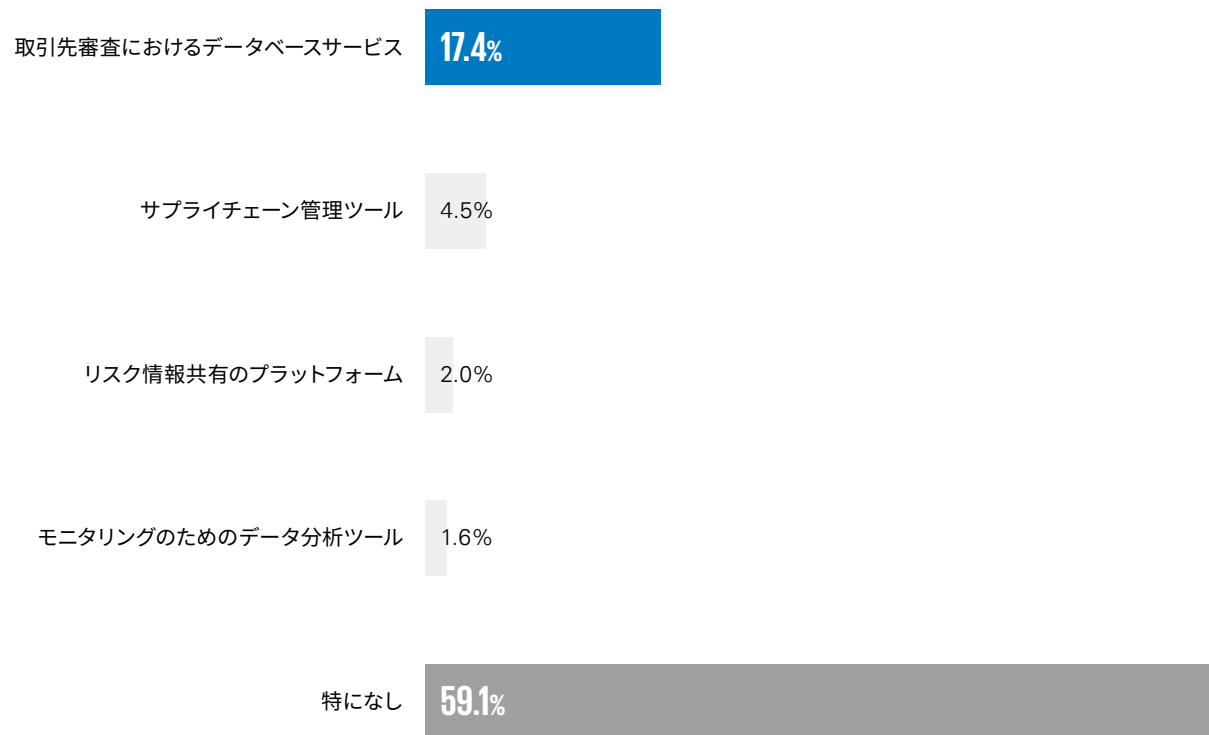


11. サプライチェーン上のコンプライアンスリスク管理(1)

サプライチェーン上のコンプライアンスリスク管理の効率化に関して、回答企業の17.4%が「取引先審査におけるデータベースサービス」を活用していると回答しました。

他方、回答企業の過半数は、特段効率化のためのツールを使用していません。

▶ サプライチェーン上のコンプライアンスリスク管理を効率化するために、活用しているツール



(複数選択可 / n=247)

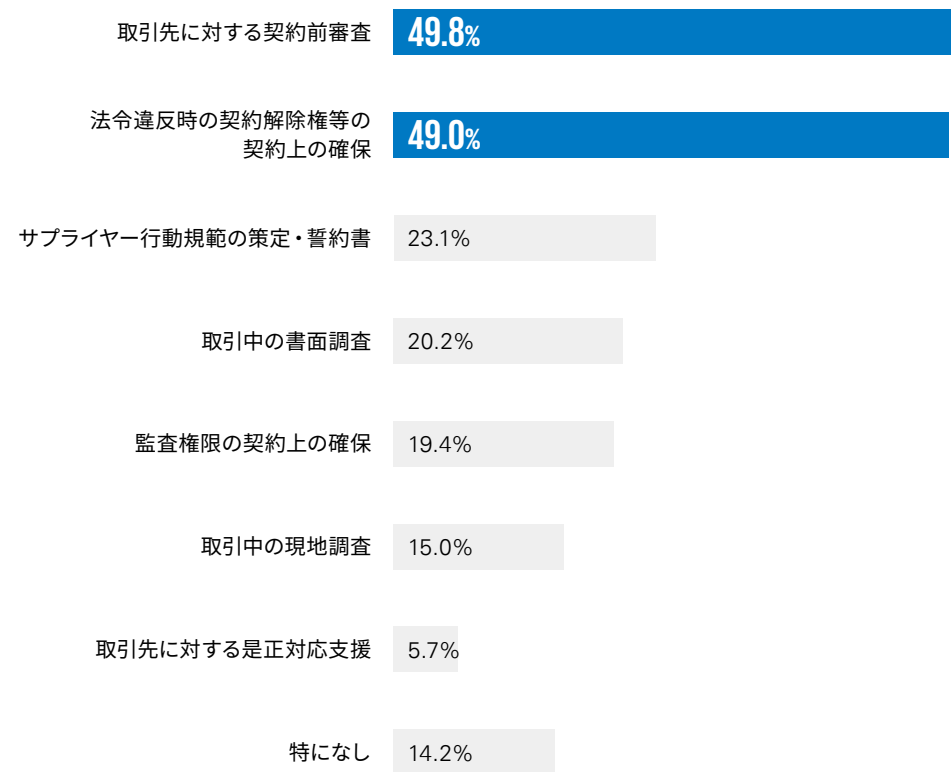


11. サプライチェーン上のコンプライアンスリスク管理 (2)

サプライチェーン上のコンプライアンスリスク管理について、約半数の企業が取引先に対する契約前審査や法令違反時の契約解除権等の確保を実施していると回答しており、契約前と違反時の対応ができていますが、取引中の書面調査や現地調査、監査権限の確保等、取引中の施策は実施できていない企業が多い状況です。

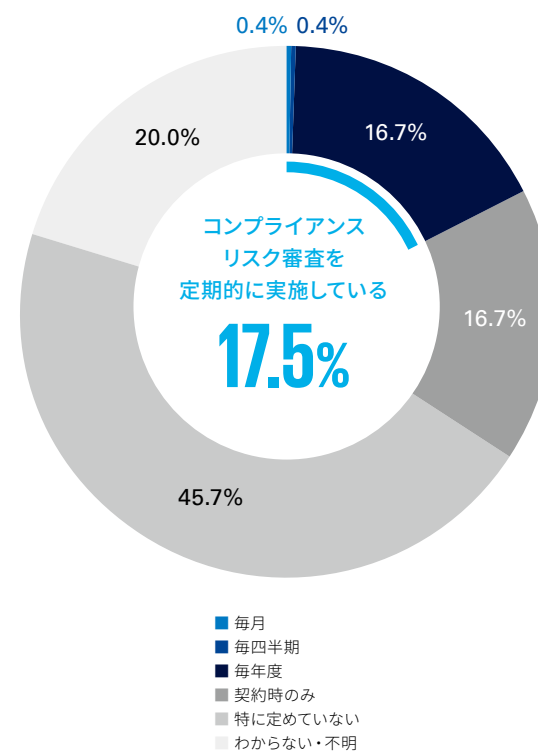
取引先へのコンプライアンスリスク審査については、17.5%の企業が少なくとも年1回以上実施しています。

④ サプライチェーン上のコンプライアンスリスク管理のため、実施している取組み



(複数選択可 / n=247)

④ サプライチェーン上の取引先等に関するコンプライアンスリスク審査の実施頻度



(n=245)



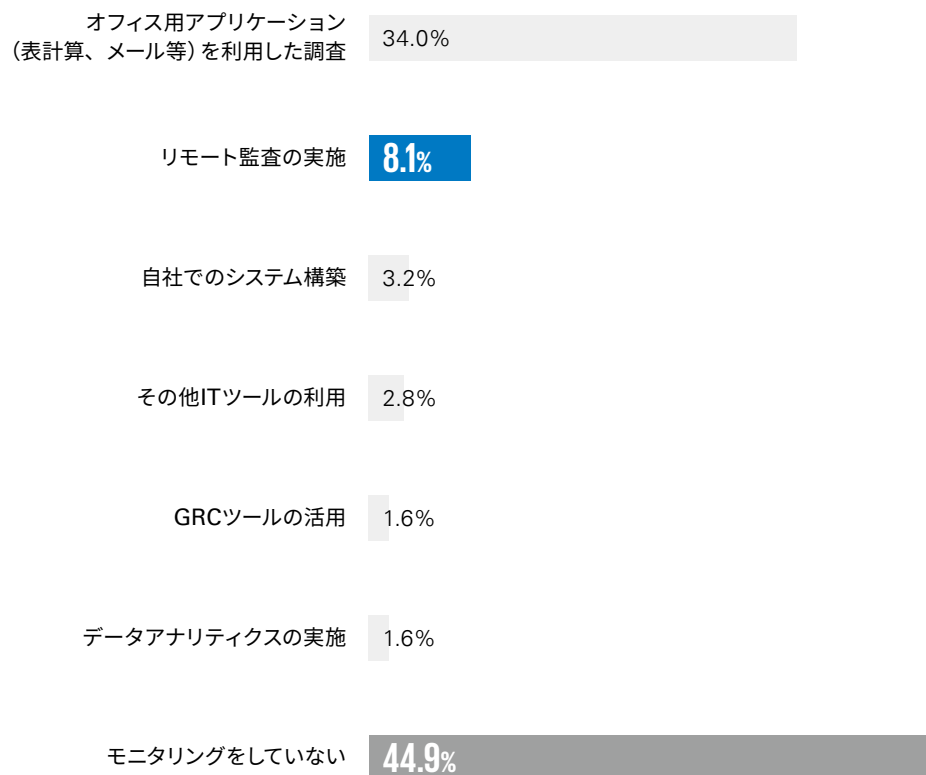
12. モニタリング

テーマ
03

コンプライアンスリスク

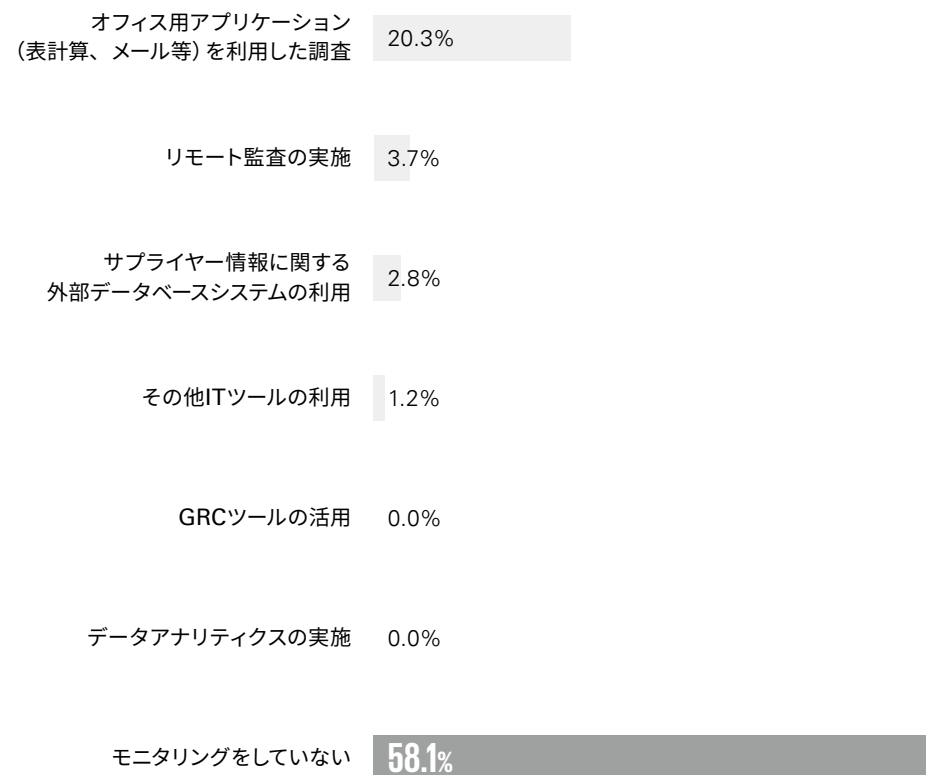
自社グループへのコンプライアンスモニタリングの実施状況については、44.9%の企業がモニタリングをしていないと回答しています。また、リモート監査を実施している企業は8.1%にとどまります。
サプライヤーへのコンプライアンスモニタリングを実施していない企業は58.1%と過半数に上ります。

▶ 自社グループへのコンプライアンスモニタリングの実施状況



(複数選択可 / n=247)

▶ サプライヤーへのコンプライアンスモニタリングの実施状況

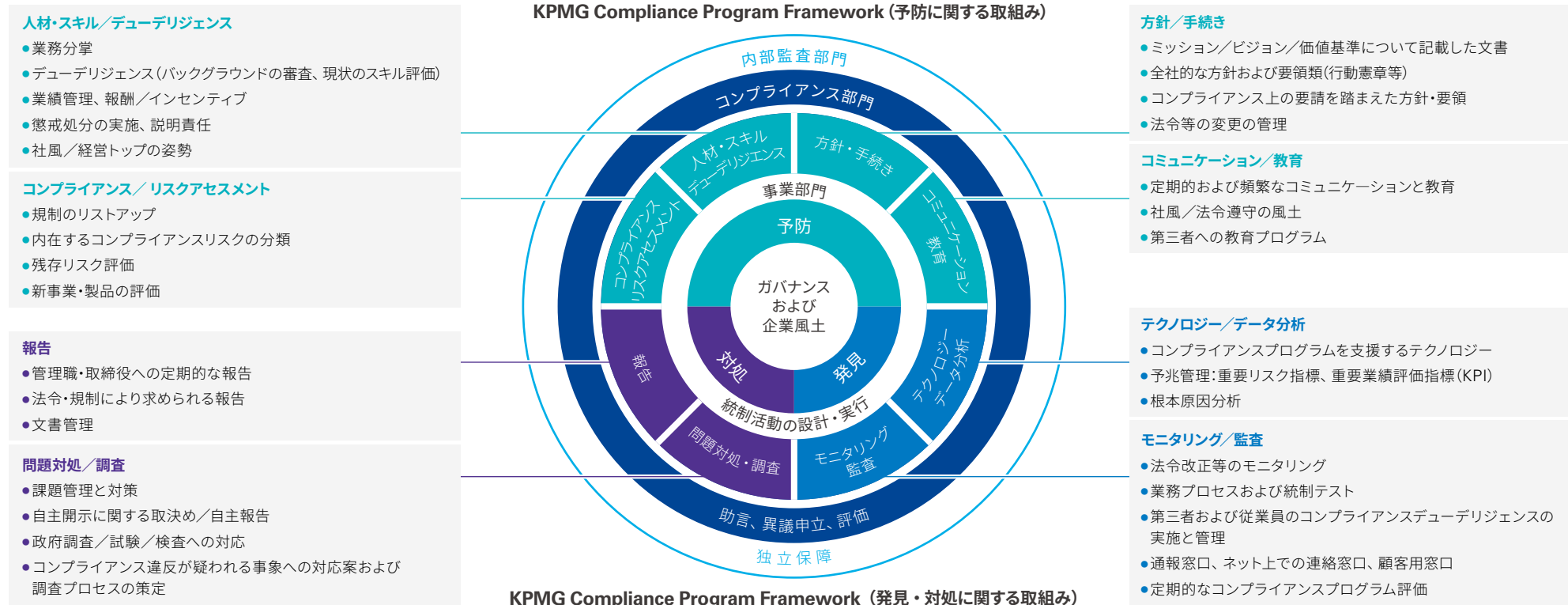


(複数選択可 / n=246)

コンプライアンス体制整備の視点

グローバルコンプライアンス体制の整備・運用にあたっては、各国当局が発行するコンプライアンスガイダンスにおける要求事項の充足を図ることが基本的なアプローチとなります。これらの各種法規制・ガイドラインは、その表現や粒度が異なるものの、ガバナンスおよび企業風土、法規制違反の未然予防・早期発見と適切な対処に整理することができます。

KPMGは、全体最適の観点から各種ガイドラインを効率的・実効的に充足するため、KPMG Compliance Program Frameworkとして要素を整理しています。



KPMGコンサルティング株式会社

T : 03-3548-5111

E : kc@jp.kpmg.com

kpmg.com/jp/legal-compliance

トムソン・ロイター株式会社

T : 03-4520-1350

E : marketingjp@tr.com

thomsonreuters.co.jp

文中の社名、商品名等は各社の商標または登録商標である場合があります。本文中では、Copyright、TM、Rマーク等は省略しています。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. C24-1016

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

©Thomson Reuters 2024. All rights reserved.